

第二次羽村市 産業振興計画 (案)

令和 4 (2022) 年 2 月
羽村市

目次

第1部 計画の前提

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	3
4 これまでの羽村市の産業振興施策	4
第2章 羽村市の産業の現状と課題	7
1 羽村市の産業を取り巻く国内の状況	7
2 羽村市の概況	9
3 各産業の現状と課題	14

第2部 計画内容

第1章 基本理念・方向性と施策の体系	33
1 産業振興の基本理念と方向性	33
第2章 産業分野別の振興	37
1 産業の底力強化	37
2 工業の振興	43
3 商業の振興	49
4 農業の振興	55
5 観光の振興	61
第3章 計画の推進に向けて	67
1 各主体との連携	67
2 庁内組織による施策の進行管理	67
3 様々な主体による対話	67

資料編

◆計画策定における市民や事業者の意向の反映	68
◆羽村市産業振興計画懇談会	69
◆府内策定組織	72

第1部 計画の前提

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成28年3月に策定した「羽村市産業振興計画」は、それまで工業・商業・農業・観光の各分野に分けて策定されていた産業振興に関する計画を、全分野を合わせて体系づけた、市内産業の一体的な計画です。

この計画により、市内産業全体の目指す方向性、さらに工業・商業・農業・観光それぞれが目指す方向性を定め、各産業分野において活性化に向けた各種施策を推進するとともに、各産業分野が横断的に連携することによって、相乗的に市内産業全体が発展することを目指すという考え方の下、一定の成果を上げてきました。

しかし、策定から5年以上が経過し、計画期間の最終年度を迎える中で、現下の新型コロナウイルス感染症の影響を含め、市内産業を取り巻く環境は大きく変化しており、それとともに、新たな課題やニーズが出現しています。

こうした社会経済状況や環境の変化に柔軟に対応し、市内産業が将来にわたって持続的な発展を続けていけるよう、改めて各産業の現状や課題の整理・分析を行い、これまでの産業振興の基礎となる考え方を継承し、「第二次羽村市産業振興計画」を策定しました。

この計画を市民、事業者、関係機関、行政等が共有し、連携して産業振興施策を推進することで、市内産業全体の発展と、職住近接のまちづくり、産業の力による活力とにぎわいの創出を目指します。

2 計画の位置づけ

産業振興計画は、市の中長期的な産業の活性化策を示すものであり、産業振興に関する基本的な考え方は、羽村市の最上位計画である「第六次羽村市長期総合計画」（令和4年3月策定）の「未来を築く5つのコンセプト」の一つである「にぎわいを創る」に基づいています。

また、計画の策定にあたっては、国や東京都の産業振興に向けた取組みに留意するとともに、「都市計画マスタートップラン」等の市の関連計画との整合性も図っています。

(1) 第六次羽村市長期総合計画との関係

「第六次羽村市長期総合計画」では、市の将来像を「まちに広がる笑顔と活気 もっと！くらしやすいまち はむら」とし、その実現に向けて「未来を築く5つのコンセプト」を掲げ、それぞれの分野で様々な施策を開展開しています。

第二次産業振興計画では、第六次長期総合計画に定めた基本目標のうち、産業分野と関係の深い、コンセプト4「にぎわいを創る」、さらにその中の施策である「先端技術産業が集まるまち」、「市内産業が元気に活動するまち」、「人が集まり、交流するまち」を実現するための産業振興を目指します。

(2) 羽村市都市計画マスタープランとの関係

第二次産業振興計画は、関連計画である「羽村市都市計画マスタープラン」との整合を図り、都市づくりの基本理念である「安全・安心で自立した都市、美しく魅力あふれる都市、楽しく活力ある都市羽村」に向けた土地利用や都市環境整備、景観形成等と産業の活性化を結びつけます。

(3) その他の計画との関係

その他の計画についても、以下に掲げる事項等との整合を図ります。

▶ **生涯学習基本計画**

＜自らを高める体験学習の充実＞

○自然体験事業の実施

普段の生活では体験できない新たな学びを得られるよう、羽村市の恵まれた自然環境等を活かした体験事業を実施します。

○社会体験事業の実施

地域の一員としての社会性を育むことができるよう、地域行事への参加を促進するとともに、市内事業所等と協力した見学会などの社会体験事業を実施します。

＜現代的・社会的課題に対応する学習の推進＞

○社会人の学びの支援

社会人になってからの、「生きがい」「趣味」などの学びのほか、「防災・減災」「交通安全」などの「命を守る」ための学び、「就業」「起業・創業」などの学び、「地域課題」「自らの課題解決」などの学びなど、社会人の学びや学び直しを支援します。

＜学習環境と支援体制の充実＞

○企業、大学、財団等との連携

市民に、幅広く質の高い学びを提供するため、市内の事業所、団体のほか、近隣の大学や財団法人等との連携を推進します。

▶ **環境とみどりの基本計画**

<都市農地の保全>

市民等・事業者等・市は、連携・協力して、都市農地の保全のため、生産緑地の追加指定やより一層の地産地消を進め、農業振興支援を推進することにより、総合的に都市農地を保全します。また、減農薬や有機栽培、落ち葉などの堆肥化等による循環型の環境保全型農業の推進を図っていきます。

<田園によるみどりの保全>

市民等・事業者等・市は、連携協力して、市内における貴重な田園によるみどりを保全するため、援農、観光への活用、稻作体験の推進、生産緑地の追加指定や一層の地産地消を進め、農業振興支援を推進します。

3 計画期間

第二次産業振興計画の計画期間は、上位計画である第六次羽村市長期総合計画の基本構想及び基本計画との整合性を踏まえ、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

なお、市を取り巻く社会経済情勢の変化やそれまでの施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

4 これまでの羽村市の産業振興施策

市は、「羽村市産業振興計画」（平成 28 年 3 月策定）で掲げた施策を中心に、6 年間、市の産業振興に関する支援を行ってきました。第二次羽村市産業振興計画の策定にあたり、その間の施策の実績・成果をまとめました。

(1) 第一次羽村市産業振興計画の主な成果

①工業に係る主な成果

- ▶ 企業活動支援のため、中小企業診断士等の資格を持った企業活動支援員を配置
企業による様々な相談ごとへの対応、経営診断、各種支援策の展開、国・都補助金の紹介及び申請支援などワンストップで対応できる体制を整備し、企業活動支援の強化・徹底を図った。また、平成 30 年度より 1 名増員し、より手厚い支援を行っている。
 - ・訪問回数：工業系事業所 6,082 回（平成 27 年度～令和 2 年度実績 延べ）
- ▶ 「企業誘致促進制度」の充実
市外企業等の転入用地・転入工場等について、調査及び情報提供を実施した。
平成 16 年度に企業誘致促進制度を創設し、新規操業・転入により、市内の工業系指定地域で新たに操業を開始した事業所に対し、固定資産税・都市計画税相当額を 3 年間交付した。平成 30 年度には、本社機能を移した企業や市民を雇用した場合の奨励金を増額し、また令和 2 年度には対象業種を拡充する制度改正を行った。
 - ・誘致実績：4 社（うち 1 件取消）（平成 27～令和 2 年度累計）
- ▶ 「中小企業技術力向上及び人材育成支援制度」の充実
市内製造業の技術力向上及び人材育成支援のため、企業・事業所が負担した従業員等が受講した講習会、研修、資格取得などに要した経費を助成。令和 2 年度より、助成対象を全業種に拡大した（一部業種を除く）。
 - ・支援実績：90 社（受講・資格取得者 426 人 平成 27～令和 2 年度実績 延べ）
- ▶ 「中小企業販路開拓支援事業」の充実
市内中小企業が展示会や見本市へ出展する際の費用、パンフレット等の作成費や運搬経費などを助成。令和 2 年度には、助成対象を全業種に拡大した（一部業種を除く）ほか、ホームページの作成や変更にかかる費用も助成対象とした。
 - ・支援実績：87 社（平成 27～令和 2 年度実績 延べ）

②商業に係る主な成果

- ▶ 企業活動支援のため、中小企業診断士等の資格を持った企業活動支援員を配置
 - ・訪問回数：商業系事業所 4,237 回（平成 27～令和 2 年度実績 延べ）

▶ 共同販促活動への取組み

市全体を通じた共同販促活動として、市内共通商品券事業（はむらにぎわい商品券）を平成 28 年度より 3 回（累計 10 回）実施したのち、令和元年度からは「はむりんスクラッチ事業」を展開、事業にあわせて参加店舗が独自に割引やサービスを行った。

商店会ごとの取組みとしては、商業協同組合が行う「15 日市」や活力市（だるま市、あさがお・ほおづき市）、マミー商店会の「ハロウィーンフェスタ」などが実施されている。

また、商工会青年部が主体的に実施する「はむら激辛フェス」は、第 4 回より市内産の唐辛子を使用する農商連携の取組みを行い、参加店舗を増やしながらこれまで 6 回実施しており、様々な主体が共同による販促活動を進めている。

▶ 創業支援

市では、平成 27 年に創業支援事業に着手し、平成 28 年 5 月には経済産業省及び総務省より「創業支援事業計画」の認定を得た後に、支援体制を本格化させた。主な事業としては i サロンでの「創業支援コーディネーターによる創業相談」、様々な専門家による「創業支援セミナー」、創業時に必要な経費を補助する「羽村市創業支援補助金事業」などを実施しており、創業後については、企業活動支援員による訪問活動により、切れ目がない支援を行っている。

- ・相談実績：994 件（平成 27～令和 2 年度実績 延べ）
- ・セミナー実績：開催回数 38 回 参加者数 447 人（平成 27～令和 2 年度実績 延べ）
- ・創業支援補助金採択者数：11 名（平成 28～令和 2 年度実績 延べ）
- ・創業件数：33 件

③農業に係る主な成果

▶ 認定農業者制度の推進

農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき経営の改善を進めようとする計画を策定した農業者に対し、計画を市が認定し、支援を行った。

- ・羽村市認定農業者：9 経営体 17 名（平成 29 年度～令和 3 年度実績）

▶ 農地の保全

都市の貴重な緑地空間である農地を保全するため、生産緑地地区の追加指定を実施するとともに、都市計画課と連携し、特定生産緑地制度について周知を図り、生産緑地地区の適正な管理・運営を確保した。

また、都市農地の有効な活用及び都市農業の安定的な継続が図られるよう、都市農地貸借円滑化法を活用し、農地の保全に努めた。

- ・生産緑地追加指定：6件 3,794 m²（平成28年度～令和3年度実績）
- ・都市農地貸借円滑化法による貸借農地：4件 5,363 m²（令和2～3年度実績）

▶ 農産物直売所の整備・運営

農産物直売所では、生産者の顔の見える農産物の販売と、地域で生産された安全で安心な農産物等を地域で消費する「地産地消」を念頭に置き、平成19年4月からは、羽村市農産物直売所運営委員会と西多摩農業協同組合の共同事業体として経営を行うとともに、POS（販売時点情報管理）システムの導入などにより、効率的生産供給体制の強化が進められた。

また、令和2年度からは、新型コロナウイルス感染症の拡大により、農産物等の販売先の縮小と売上の低迷から、市内各所で出張販売を実施し、農産物の流通と収益の確保を行った。

【農産物直売所】（平成27年度～令和2年度実績）

- ・売上金額：約4億7,100万円 来客者数：約64万2千人

【出張販売】（令和2年度～令和3年度実績）

- ・実施回数：13回 売上金額：約113万円 来客者数：約1,700人

④観光に係る主な成果

▶ 観光協会の法人化・観光推進体制の整備

観光協会は平成29年4月に一般社団法人となり、協会機能の強化が図られた。また、観光ガイド養成講座に取り組み、観光推進体制の整備を進めた。

- ・協力員数：23人、ガイド数：3名（令和4年1月現在）

▶ 観光案内所の常設

平成29年10月より玉川上水や羽村堰への玄関口となる本町西口商店会区域内に、観光案内所及び観光協会事務所を常設した。市内外からの来訪者に市の観光情報を積極的に発信する拠点としての機能のほか、商業協同組合が「15日市」を開催するなど、まちのにぎわいを創出する場としても活用を図った。

- ・来所者数：46,270人（平成27～令和2年度実績 延べ、常設以前の来所者含む）

第2章 羽村市の産業の現状と課題

1 羽村市の産業を取り巻く国内の状況

(1) 国内の社会経済状況

平成20年9月のリーマン・ショックに端を発した世界的な経済危機、平成23年3月に発生した東日本大震災により大幅に落ち込んだ日本経済は、政府による大胆な金融緩和や機動的な財政政策により、国内景気は持ち直しの動きが見られるようになりました。その後、17年ぶりに行われた平成26年の消費税率引き上げや、平成28年4月の熊本地震、平成29年7月の九州北部豪雨を始めとした各地の自然災害による影響などによって打撃を受けたものの、緩やかな経済回復は続き、戦後最長の経済拡張局面を迎えるました。しかし、令和元年に入ると、米中の貿易摩擦による外需の落ち込みや、標準税率10%への消費税率引き上げの駆け込み需要による反動減などにより、経済状況は悪化し始めました。

さらに、令和2年1月に国内で初めて確認された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な拡大はいまだ収束の気配が見えず、世界経済とともに国内経済に長期にわたり甚大な影響を及ぼしています。

国内では複数回に渡り緊急事態宣言が発出されたことにより、外出・移動の自粛やイベントの開催制限、飲食店等の営業制限などの措置が取られる中で、テレワークやオンラインの活用促進、キャッシュレスの推進などによるデジタル化の進展、飲食店等のテイクアウト需要の増加などの新たな動きが見られています。また、人同士の距離の確保（ソーシャルディスタンス）、検温や消毒の日常化、飛沫防止パネルの設置が進むなど、感染症の脅威を乗り越えていくための暮らしや働き方の「新しい日常（ニューノーマル）」への対応が定着化してきており、事業者においても変化の激しい社会環境への適応が求められています。

(2) 国の政策の状況

国の産業政策としては、令和3年6月に成長戦略（2021）を閣議決定し、その中で「新たな日常」に向けた考え方として、労働生産性・労働参加率の向上とそれによる賃金上昇、高付加価値の製品・サービスの創出、コロナ禍によって影響が出ている分野の事業の継続・再構築支援などが示されました。

主な施策項目としては、新たな成長の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備、グリーン分野の成長、「人」への投資の強化、経済安全保障の確保と集中投資、足腰の強い中小企業の構築などが挙げられ、重要分野としては新型コロナウイルス感染症に対するワクチンの国内開発・生産、医薬品産業、海洋、宇宙などが取り上げられています。

また、地方創生に関しては、令和2年12月に第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020改訂版）を閣議決定し、新型コロナウイルス感染症の

影響を踏まえた新しい地方創生の実現に向けた今後の施策の方向性を提示しています。感染症の地域経済・生活へのさまざまな影響、国民の意識・行動変容を考慮した上で、ひと・しごとの流れの創出、各地域の特色を踏まえた自主的・主体的な取組みの促進を基本とする、と記されています。

令和3年6月には前述の戦略に基づいた「まち・ひと・しごと創生基本方針2021」を閣議決定し、上記戦略の方向性から新たに3つの視点、ヒューマン（地方へのひとの流れの創出、人材支援）、デジタル（地方創生に資するDXの推進）、グリーン（地方が牽引する脱炭素社会の実現）を重点に据え、総合的に推進するとしています。

(3) 東京都の政策の状況

東京都では、「『未来の東京』戦略」を令和3年3月に策定しました。これは新型コロナウイルス感染症の影響で生じた社会変化や浮き彫りとなった新たな課題を踏まえて、従来の戦略をバージョンアップしたものです。産業に関する内容としては、スマート東京・Tokyo Data Highway 戦略、スタートアップ都市・東京戦略、稼ぐ東京・イノベーション戦略などが掲げられており、その中で、多摩地域を世界有数のイノベーションエリアへ発展させるなどの施策が記載されています。

また、多摩地域に対する取組みとして、令和3年9月に「新しい多摩の振興プラン～サステナブル・リカバリー 多摩のさらなる発展に向けて～」を策定しました。この中で、多摩地域における産業振興にかかる戦略的な取組みとして、「新型コロナの危機を乗り越え、大きな社会の変化・変革を多摩地域の更なる発展のチャンスへ」と「多摩地域それぞれの特性や課題に応じて、多様なポテンシャルを伸ばすとともに様々な課題を解決」の2つの方向性を示し、この方向性のもと、「新しい働き方が浸透し、誰もが輝き、暮らしやすいまち」、「地域資源と先端技術を活かし、スマートな産業が確立されたまち」、「地域が持つ資源に磨きをかけ、人を惹きつけるまち」を目指した取組みを進めていくとしています。

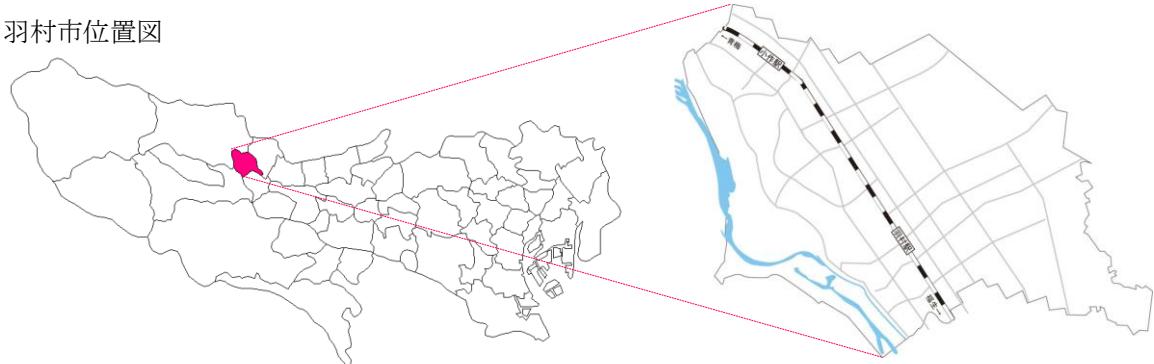
2 羽村市の概況

(1) 位置・面積

羽村市は東京都心部から西に約 45 kmに位置し、市域は東西 4.23 km、南北 3.27 km、面積は 9.90 km²です。北と西は青梅市、東は西多摩郡瑞穂町、南は福生市、あきる野市と接しています。

羽村市には、行政区域内に横田基地が所在しており、基地用地は 0.417 km²で市域の 4.2%を占めています。また、市内最大の事業所である日野自動車株羽村工場の敷地面積は 0.751 km²（日野自動車株公式サイトより）で、市域の 7.6%を占めています。行政面積は、日本で 7 番目、都内で 3 番目に小さい市です。

羽村市位置図

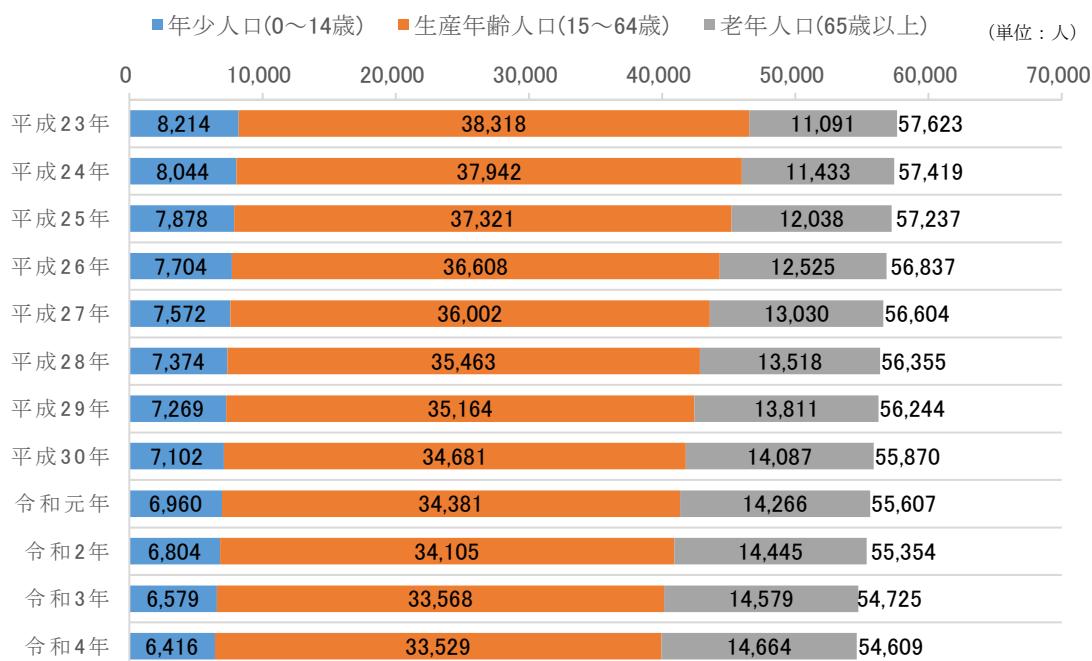


(2) 人口

①人口

令和4年1月1日時点の羽村市の人団（日本人）は54,609人です。年齢3区分による人口の推移を見ると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）とも減少傾向にあります。これに対して、老人人口（65歳以上）は増加を続けており、少子高齢化が進行しています。

○年齢3区分別人口の推移



資料：羽村市住民基本台帳人口

※法改正により平成24年7月から外国人が住民基本台帳法の適用対象となっていることから、経年比較を容易にするため、平成23、24年は外国人登録者を含む数値となっている。

②昼夜間人口

平成 27 年の羽村市の昼間人口（従業地・通学地による人口）は 51,875 人です。夜間人口は 55,833 人、流入人口は 14,686 人、流出人口は 18,644 人で、3,958 人の流出超過となっています。

昼夜間人口比率は 92.9 となっています。昼夜間人口比率は、夜間人口 100 人あたりの昼間人口の割合であり、100 を超えているときは人口の流入超過、100 を下回っているときは流出超過を示しています。羽村市は 100 を下回る流出超過の状況が続いているです。

○流入・流出人口の推移

(単位：人)

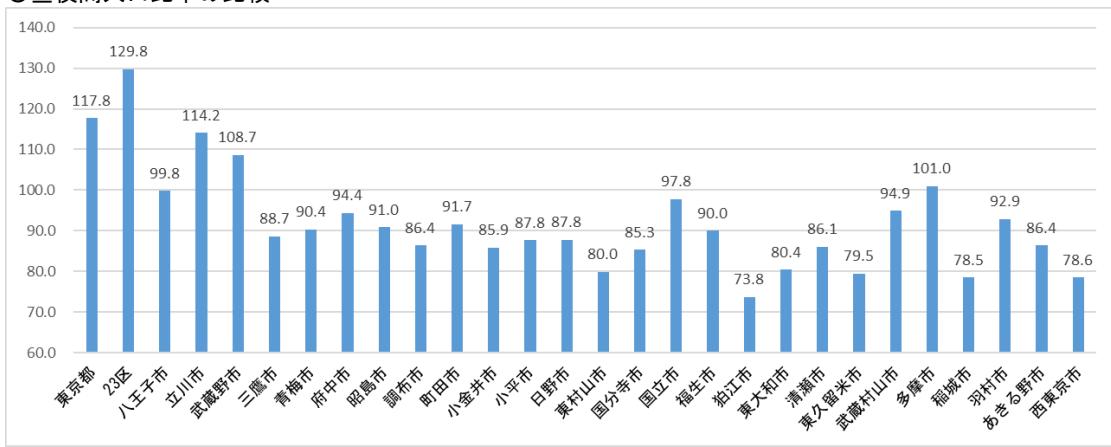
年	流入人口			流出人口			流入超過人口(△は流出超過)		
	総数	通勤者	通学者	総数	通勤者	通学者	総数	通勤者	通学者
H7	19,209	18,091	1,118	21,690	18,395	3,295	△2,481	△304	△2,177
H12	18,739	17,791	948	20,563	17,903	2,660	△1,824	△112	△1,712
H17	19,254	18,392	862	19,740	17,293	2,447	△486	1,099	△1,585
H22	15,043	14,348	695	18,854	16,516	2,338	△3,811	△2,168	△1,643
H27	14,686	13,911	775	18,644	16,258	2,386	△3,958	△2,347	△1,611

資料：国勢調査

他の自治体の状況を見ると、多摩地域 26 市の中で、昼夜間人口比率が 100 を上回っているのは立川市、武蔵野市、多摩市のみです。羽村市は 8 番目に比率が高く、かつ 100 に近い値となっています。昼間人口と夜間人口の差が小さく、比較的、居住地と通勤地・通学地としてのバランスが取れていると言えます。

○昼夜間人口比率の比較

(単位：人)



資料：国勢調査（平成 27 年）

(3) 事業所数・従業員数

平成 28 年の羽村市の事業所数は 1,944 事業所です。平成 13 年の 2,307 事業所と比較して、363 事業所 ($\triangle 15.7\%$) の減少となっています。

産業分類別の事業所数は、「卸売業、小売業」が 169 事業所 ($\triangle 29.3\%$)、続いて「宿泊業、飲食サービス業」が 126 事業所 ($\triangle 24.5\%$) 減少しており、その他多くの産業分類で事業所が減少する中、「医療、福祉」は 63 事業所 (60%) 増加しています。

従業員数では、平成 28 年が 24,859 人、平成 13 年が 28,204 人と、こちらも 3,345 人 ($\triangle 11.9\%$) の減少となっています。

産業分類別では、「製造業」が 3,046 人 ($\triangle 27.8\%$) と大きく減少する中、やはり「医療、福祉」が 1,370 人 (86.9%) 増加しています。

○産業分類別事業所数の推移

(単位：事業所、人)

産業(大分類)	H28		H24		H21		H18		H13	
	事業所数	従業者数								
A～R 全産業(S公務を除く)	1,944	24,859	1,988	25,039	2,175	26,188	2,154	28,854	2,307	28,204
A 農業、林業	1	35	1	23	1	23	1	16	-	-
B 漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
C 鉱業、採石業、砂利採取業	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-
D 建設業	158	965	174	1,044	194	1,110	199	1,083	212	1,197
E 製造業	144	7,921	150	9,002	175	8,386	170	10,752	210	10,967
F 電気・ガス・熱供給・水道業	2	49	3	63	3	56	2	34	1	14
G 情報通信業	17	223	19	315	25	387	17	366	18	358
H 運輸業、郵便業	48	1,044	43	1,027	48	1,075	42	897	46	1,326
I 卸売業、小売業	408	3,678	437	3,895	486	3,941	523	4,390	577	4,655
J 金融業、保険業	25	342	19	230	20	261	19	206	23	304
K 不動産業、物品販賣業	123	374	139	497	145	603	106	420	103	400
L 学術研究、専門・技術サービス業	67	1,830	65	1,554	79	1,573				
M 宿泊業、飲食サービス業	388	2,453	395	2,523	430	3,014	450	2,817	514	3,022
N 生活関連サービス業、娯楽業	198	721	193	701	205	887				
O 教育、学習支援業	86	634	89	607	99	650	134	2,127	98	598
P 医療、福祉	168	2,946	142	2,024	148	2,006	101	725	105	1,576
Q 複合サービス事業	7	311	6	104	8	173	12	333	5	106
R サービス業(他に分類されないもの)	98	1,301	113	1,430	109	2,043	378	4,688	395	3,681

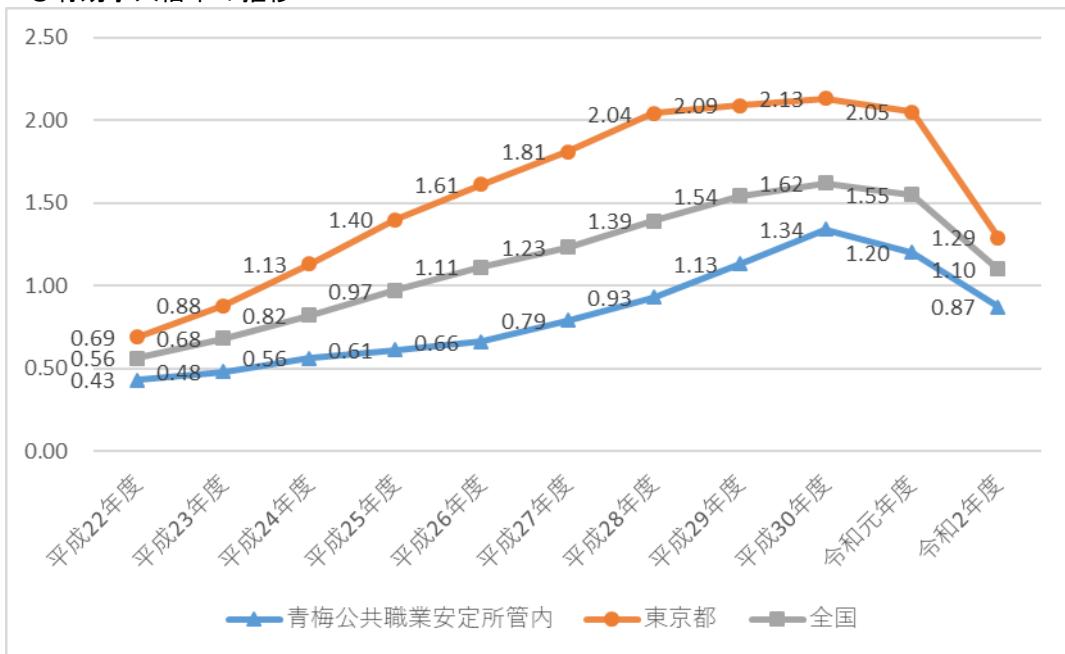
資料：経済センサス（平成 28、24、21 年）、事業所・企業統計調査（平成 18 年、13 年）

(4) 雇用

羽村市、青梅市、福生市、あきる野市、西多摩郡を管轄している青梅公共職業安定所の有効求人倍率を見ると、令和2年度は0.87で、東京都、全国と比較して低い水準となっています。

推移を見ると、平成22年から緩やかな回復が続いていましたが、令和2年1月より広がった新型コロナウイルス感染症の影響から下落し、1未満の低い水準となっています。依然として厳しい雇用状況と言えます。

○有効求人倍率の推移 (単位：倍)



資料：厚生労働省「一般職業紹介状況（職業安定業務統計）」、青梅公共職業安定所作成資料
※新規学卒者を除き、パートタイムを含む。

3 各産業の現状と課題

各種統計データの分析、市内事業者に対するアンケートの実施、関係団体へのヒアリングなどから、市内産業に関する現状のデータ、事業者等の声を整理し、現状認識を行った上で課題を抽出しました。工業・商業・農業・観光の産業分野ごとに現状と課題を示します。

統計データ 【現状データ】

- ・経済センサス等各種統計データの分析を実施。
- ・「羽村市産業の現状」としてまとめた。

商工会アンケート 【現状データ・事業者等の声】

- ・現在の市内産業を取り巻く状況等について、基礎データを収集するため、商工会会員事業所の概況や経営上の課題などについてアンケートを実施。
- ・商工会会員事業所対象。有効回答件数56事業所。

農業に関するアンケート 【現状データ・事業者等の声】

- ・農業者の現在の取組み、販路や後継者などに関するアンケート調査を実施。
- ・市内農業者対象。有効回答件数47人。

関係団体へのヒアリング 【事業者等の声】

- ・市産業の現状や将来像、要望等を把握するため、関係各団体に対し、ヒアリングを実施。
- ・商工会（商業部会、工業部会、建設業部会、環境衛生業部会、青年部）、農業団体協議会、一般社団法人羽村市観光協会の7団体に対し実施した。

課題

(1) 工業

①工業の現状

羽村市では、古くから工業誘致を進めてきた結果、製造業を中心に多数の工場が集積し、操業しており、製造品出荷額等は非常に大きいものとなっています。特に、輸送用機械器具製造業が製造品出荷額等に占める割合が大きくなっています。しかしながら、市内には関連企業が多く集積している状況ではなく、金属製品、生産用機械など様々な業種の製造業が存在し、それぞれ操業を続けています。

羽村市の発展を支えてきた工業ですが、近年、事業所の移転にあわせて工業系地域内に住宅が建設される事例が増え、操業環境に変化が生じています。

＜統計データ＞

- 製造品出荷額等の規模が大きい。(R1年/6,012億3,895万円 東京都2位)
- 製造業従業者数は近年減少している。(H29年/8,417人 → R1年/7,579人)
- 製造業事業所数は横ばい傾向。(H25年/70事業所 → R1年/69事業所)
- 粗付加価値額に占める輸送用機械器具製造業の割合が非常に高い。(粗付加価値額の78.7%を占める。)

＜商工会アンケート＞

- 経営上の問題点：①人材確保、②業務効率化・生産性向上、③顧客や販売先の拡大・開拓、④収益の確保、⑤設備の不足・老朽化（上位5項目）
- IoTやAI、DXについて、導入・取り組んでいるもの：①受発注管理システム、②財務会計システム、③勤怠管理システム、④給与支払いシステム（上位4項目）
- 望まれる支援策：①人材育成、②雇用の維持・拡大、③取引先の拡大・マッチング（上位3項目）

【現状に関する意見】

- 工場用地、駐車場の不足
- 工場地域の住宅化

＜関係団体へのヒアリング＞

【現状に関する意見】

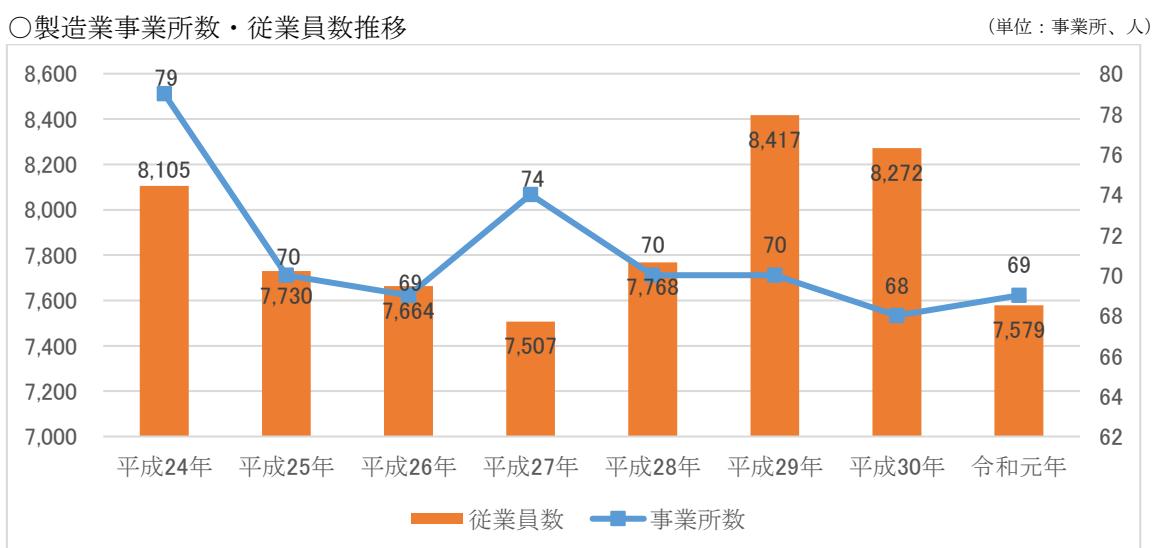
- 工業集積があるのは顧客の多さにもつながるので良い。
- 人材確保は青梅線沿線全体で考えても大変。立川から青梅線に入ってくると、人材が集まりにくいイメージがある。
- 商工会・他企業・行政との関係も密なので仕事がしやすい。
- 支援制度も充実していて、他自治体の事業者から羨ましがられる。（企業活動支援員制度など）
- 首都圏産業活性化協会のような広域で活動している組織があると、市外の企業ともつながれる。何かと相談しやすい。
- 市内の大企業が中小企業のことを知らない。取り組み始めているが、まだ交流は少ない。
- 羽村市に立地するメリットは東京都内だということ。多くの企業に会いに行きやすいということもあるが、逆にどこに行くにも中途半端だとも言える。
- DX、CASE、脱炭素などは、一つの市ではなく広域で取り組んだ方が良い。
- ついたてやエアコン導入の「店舗・事業所等改修支援業助成金」は役立った。市には時宜にあった支援制度をフットワーク軽くやってもらえるとありがたい。
- 補助事業の活用事例の共有、身近な事例をまとめて良いのではないか。

- 建設・土木業で販路は広げようとしてできるものではない。ちゃんとコマーシャルをして、対応力や対応の早さ、人がやらないことやることでPRしていくしかない。
- 人材確保は最大の課題。社員が高齢化し、5年、10年後に現場を維持できるか不安。建設業界は週休2日ではないなど、厳しい労働環境から敬遠されがち。職人として一人前になるにも時間がかかり、定着させることも課題である。
- 生産性向上といって新たなソフトやアプリケーションを導入するのもハードルが高い。導入後のランニングコストもネックである。

【課題に関する意見】

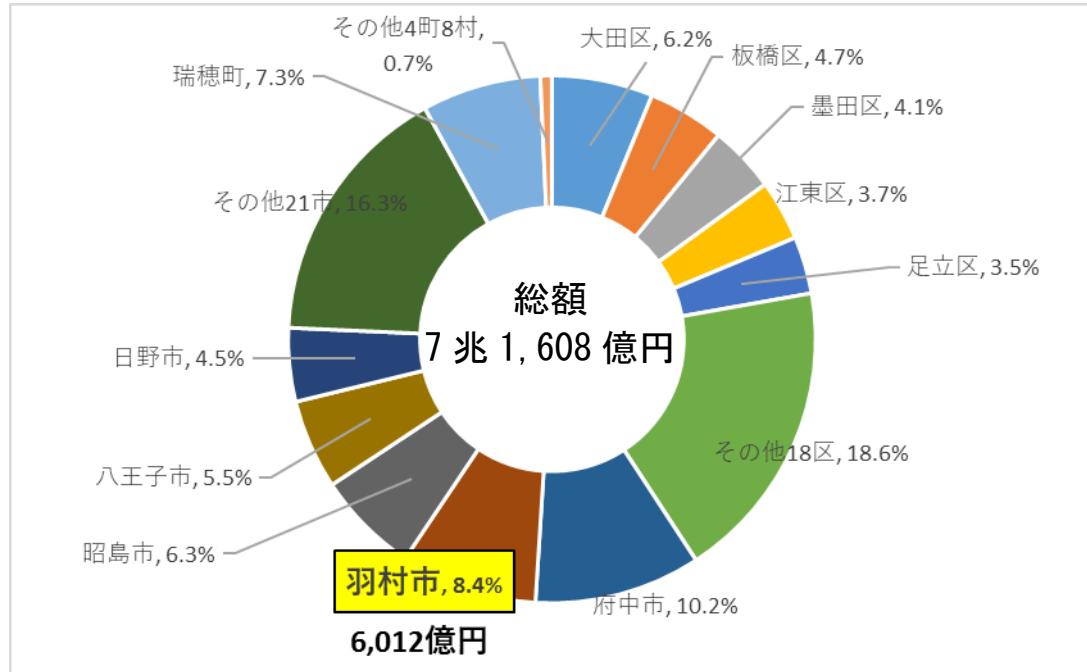
- コロナ関連の支援が届いていないところもある。
- 地域で事業者の顔が見えていないと苦情が来てしまう。産業祭や清掃活動などでもっと顔を売ったり、それを発信していくことも重要ではないか。
- 地元業者を一覧で見られるものがweb上にあると良い。対応できる技術・工事の種類などで分類して掲載し、そこから問い合わせできるシステムであればなお良い。

主な統計データ



資料：東京都「東京の工業」

○区市町村別製造品出荷額等構成比



資料: 東京都「2020 東京の工業」

○産業分類別事業所数・製造品出荷額等・粗付加価値額

(単位：事業所、人、万円)

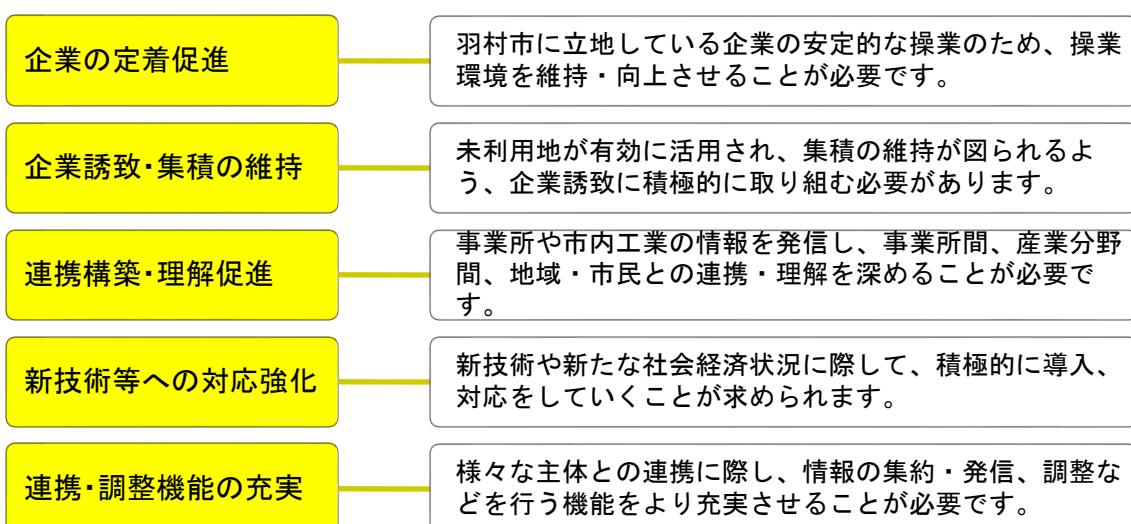
産業中分類	事業所数	従業者数	粗付加価値額
家具・装備品製造業	1	7	x
パルプ・紙・紙加工品製造業	1	101	x
印刷・同関連業	5	106	119,186
化学工業	2	142	x
プラスチック製品製造業	1	7	x
窯業・土石製品製造業	1	16	x
鉄鋼業	2	279	x
非鉄金属製造業	2	56	x
金属製品製造業	11	124	119,596
はん用機械器具製造業	4	647	549,072
生産用機械器具製造業	8	435	363,116
業務用機械器具製造業	3	37	31,891
電子部品・デバイス・電子回路製造業	5	227	170,975
電気機械器具製造業	6	379	304,143
情報通信機械器具製造業	1	9	x
輸送用機械器具製造業	12	4,660	7,737,675
その他の製造業	4	347	433,293
製造業計	69	7,579	9,828,947

資料：東京都「2020 東京の工業」

※x：秘匿数値（該当する事業所数が2以下の場合、秘密保護の関係から、その数値を秘匿している。）

②工業の課題

現状認識から、羽村市の工業の課題として次のようなことが挙げられます。



(2) 商業

①商業の現状

羽村市の商業は、JR 羽村駅・小作駅周辺、市役所通り沿いなどのロードサイドエリアが主な商業集積地となっています。

近年、事業所数や小売吸引力などに持ち直しの傾向がみられるものの、消費行動の多様化や近隣地域への大型店の出店等により、市内商業を取り巻く環境は厳しさを増しています。また、経営者の高齢化も進行しており、後継者のいない個店も多く見られます。

＜統計データ＞

- 事業所数・従業者数・年間商品販売額ともにこれまでの減少傾向から若干持ち直している。
(商業年間商品販売額 : H26 年/90,070 百万円 → H28 年/ 115,744 百万円)
(商業事業所数 : H24 年/319 事業所 → H28 年/335 事業所)
- 従業者規模の内訳を見ると市内事業所の約 3/4 は従業者数が 10 人未満の小規模事業所。
- 小売吸引力も持ち直しているものの、依然、他地域に買物客が流出している。
(H26 年/0.62 → H28 年/0.68)

＜商工会アンケート＞

- 回答者の 56.5%が、5 年前と比較して直近の売上が 10%以上減少したと回答。
- IT の利用状況について該当するもの : ①自社ホームページ・自社 EC サイト、②キャッシュレス決済システム、③財務会計システム（上位 3 項目）
- 経営上の問題点 : ①収益の確保、②顧客や販売先の拡大・開拓、③顧客・需要・ニーズの変化（上位 3 項目）
- 望まれる支援策 : ①PR や販路開拓、②イベントや共同販売事業、③新事業・事業転換（上位 3 項目）

＜関係団体へのヒアリング＞

【現状に関する意見】

- 羽村市は人口・面積ともに小さいので、どんな事業でも羽村市内だけで売上をまかうのは難しい。近隣の市町村含め商圈としないと厳しいと思う。
- 個店ができることとしては、負ける分野では勝負しない、例えば価格勝負ではなく専門分野で戦う、その分技術は身につけないといけない、ということが考えられる。
- 業種によるが、下積みが厳しい・長いことから、新しく個店を始める人は少ないのではないか。
- 小売店も時短営業や休業により、感染拡大防止に努めつつ事業継続に努力している。支援策はないか。
- 理美容に行く頻度が減っていると聞くが、都内へ行く機会を減らしたいという考え方から地元の美容院に行く人もいるようで、忙しくなっているところもある。
- 羽村駅前の人通りはこの 30 年で半分ほどに減ったと思う。駐輪場も以前より空いている。
- 昨年、学校給食が止まって野菜が余った時に、事業者が買い上げたり、譲ってもらったりした。これは市内で生産者と消費者の距離が近い、小回りがききやすいということの現れではないか。
- 製造業が多く立地していると来店客も増える。大手企業の従業員数は減っており、残業がなくなったので夜飲みにいけないという話も聞く。市外の企業の増減

も影響が大きい。

- 市域が狭いことから、客同士に顔見知りが多いと感じる。田舎のような繋がりが東京であるのはあまりないのではないか。

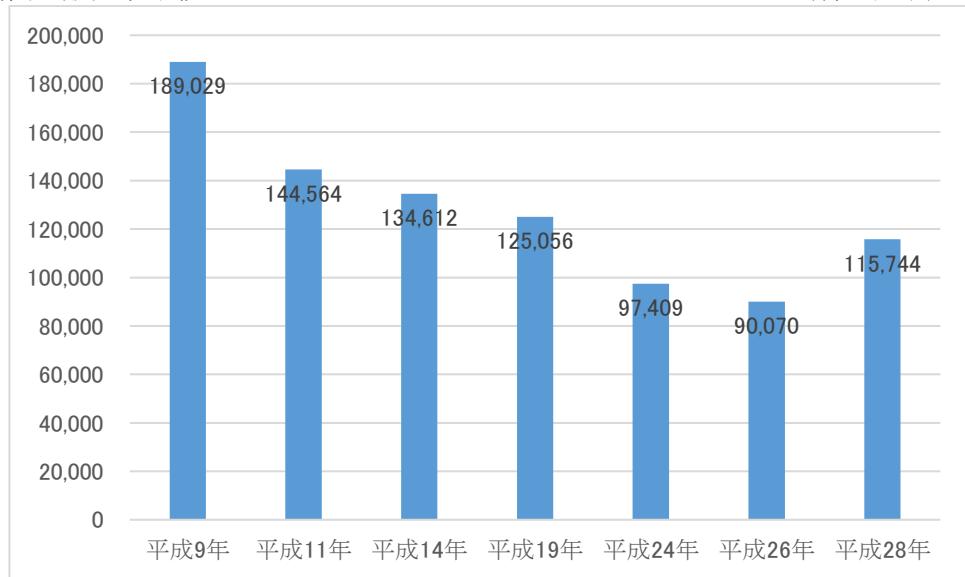
【課題に関する意見】

- 羽村市には名産品がない。お土産需要を拾えていない。
- コロナの影響はあるものの、お客様に店を忘れてもらいたくない。忘れさせない施策はもっとできるのではないか。
- リスクを取って新事業展開を行う人や、融資を受けることを決意した人に対する支援・セーフティネットの充実を求めたい。挑戦する・挑戦したい人への支援が重要。

主な統計データ

○年間商品販売額推移

(単位：百万円)



資料：経済センサス、商業統計調査

○事業所数・従業者数推移

(単位：事業所、人)



資料：経済センサス、商業統計調査

○商業事業所数・従業者数・年間商品販売額の推移

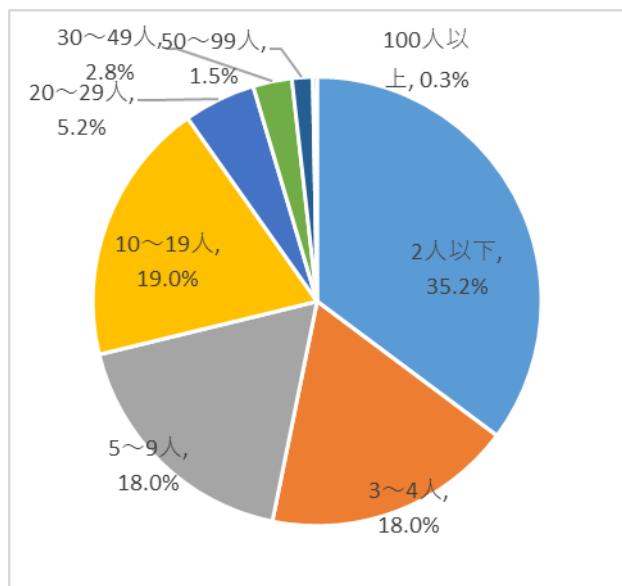
(単位：事業所、人、百万)

年	合計			卸売業			小売業		
	事業所数	従業者数	年間商品販売額	事業所数	従業者数	年間商品販売額	事業所数	従業者数	年間商品販売額
H9	561	4,467	230,354	80	812	155,642	481	3,655	74,712
H14	559	4,604	144,564	86	728	77,957	473	3,876	66,607
H19	473	3,701	125,055	72	523	57,022	401	3,178	68,033
H26	327	2,856	90,070	68	477	48,070	259	2,379	42,000
H28	335	2,980	115,744	68	543	60,834	267	2,437	54,910

資料：経済センサス、商業統計調査

○従業者規模別事業所数構成比

従業者数	事業所数	構成比
2人以下	115	35.2%
3～4人	59	18.0%
5～9人	59	18.0%
10～19人	62	19.0%
20～29人	17	5.2%
30～49人	9	2.8%
50～99人	5	1.5%
100人以上	1	0.3%
総数	327	100.00%



資料：東京都「商業統計調査報告」（平成26年）

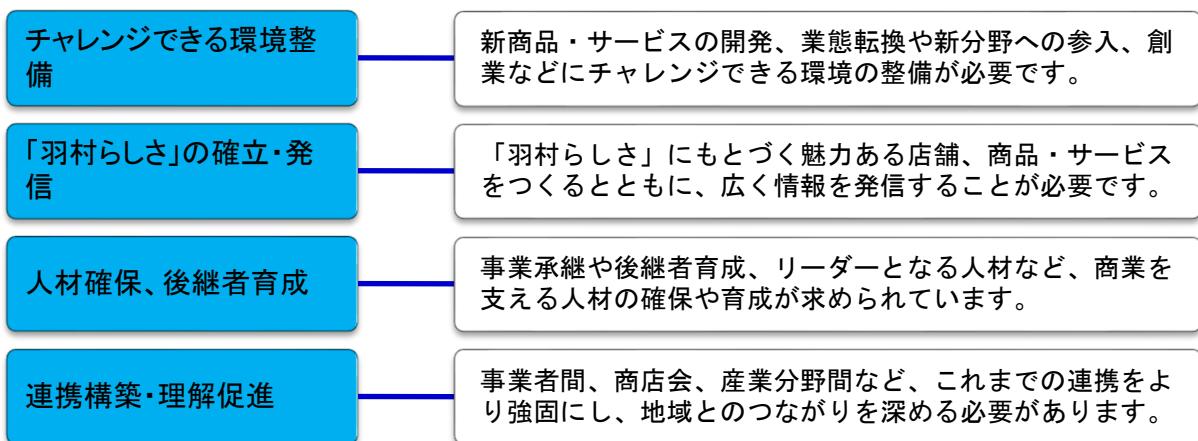
○小売吸引力

地域	年	小売吸引力	一人あたり年間小売販売額	一人あたり年間小売販売額
		A／B	(羽村市) A	(東京都) B
羽村市	H9	0.89	1,367,500	1,544,133
	H14	0.86	1,207,152	1,406,361
	H19	0.87	1,221,989	1,400,320
	H26	0.62	738,955	1,200,955
	H28	0.68	974,358	1,410,489
西多摩	H28	0.71	1,006,022	1,410,489
26市	H28	0.66	936,984	1,410,489

資料：経済センサス、商業統計調査、住民基本台帳人口より算出

②商業の課題

現状認識から、羽村市の商業の課題として次のようなことが挙げられます。



(3) 農業

①農業の現状

羽村市の農業は都市型農業であり、消費地の中での生産という特性を活かし、生産された農産物は、市場・スーパー等へ出荷されるだけでなく、直売所等を通じて流通しています。羽村市では、平成14年3月に新農産物直売所を設置し、指定管理者制度を導入した運営を行っています。生産者の顔が見える直売所として定着しており、新鮮で安全・安心な地産地消の農産物等が市民に提供されています。

羽村市の農家数は減少傾向にあり、農業生産力の低下や後継者不足の問題に直面しています。また、農地に関しては、都市化の進行や相続に伴う土地の売却、宅地等への利用転換などにより、減少しています。

＜統計データ＞

- 市内の農家数は減少傾向が続いている。
(市内総農家数 : H12年/135戸 → R2年/94戸)
(販売農家数 : H12年/77戸 → R2年/49戸)
- 総農家のうち、販売農家は49戸、52.1%。
- 経営耕地面積別経営体数では58経営体中、35戸の農家が0.5ha未満の規模。
- 市内の経営耕地面積は減少が続いている。(H12年/54.1ha → R2年/30.2ha)
- 経営耕地面積を用途別に見ると「畑」が27.1(89.5%)で最も割合が多い。
(畑 : 27.1ha・89.5%、田 : 1.8ha・6%、樹園地 : 1.3ha・4.5%)
- 市内の農業産出額は約1.7億円。品目別ではトマトが1位で19%を占めている。特徴的な傾向として、パンジー・ビオラが4位で4%を占めている。(出荷量東京都8位)
- 5年以内に農業経営を引き継げる後継者のいない農家が45戸(77.6%)。

<農業に関するアンケート>

- 生産物の出荷先：①自家消費及び知り合いに配布、②農産物直売所へ出荷、③庭先で販売（上位 3 項目）
- 困っていること：①相続税等の税負担、②高齢による体力面、③労働のわりに収入が少ない（上位 3 項目）
- 今後取り組んでいきたいこと：①有機・減農薬・無農薬栽培、②土づくりを重視した農業、③省力型の農業（上位 3 項目）
- 望まれる支援策：①農機購入に対する補助、②税制の改革、③農業用施設等への補助（上位 3 項目）

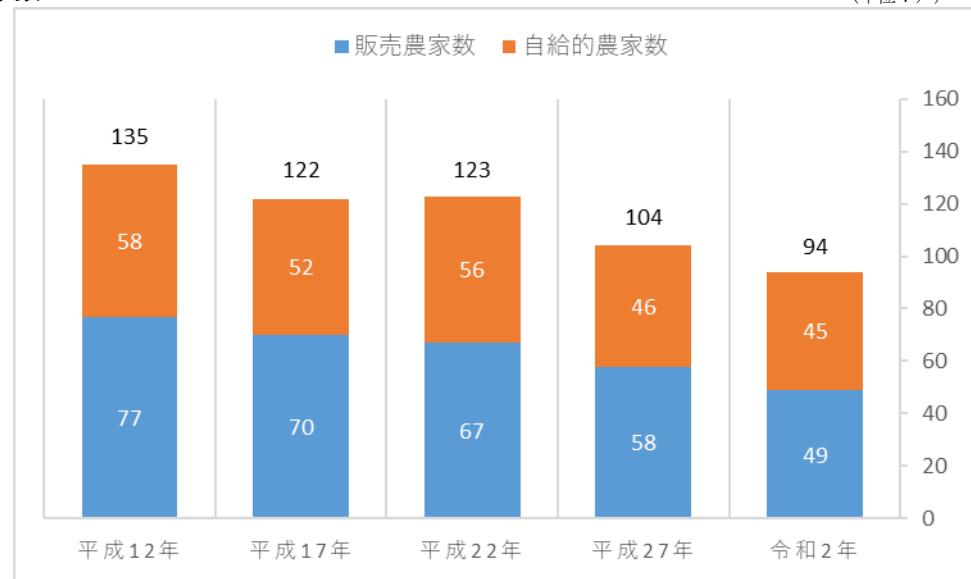
<関係団体へのヒアリング>

【課題に関する意見】

- 過去には野菜が余ったため市内各所で売り歩いたこともあるが、農家が作付けと販売の両方を担うには負担が重い。販売員を雇用したことあったが続かなかった。
- 一生懸命生産した農産品が農産物直売所に残ってしまうのは悲しい。残品をうまく使ってもらえるようなシステムがあれば良い。昨年、市役所で出張販売をさせてもらったが、同様の取組みが市内でできなかつた。
- 農家数の減少が進むと、農産物直売所の出荷量が確保できなくなるのではないか。
- 市民でも農産物直売所の場所を知らない人がまだまだいる。
- 羽村市には特産品がないことが課題ではないか。各農業者が新たに一品多く栽培する取組みを試みたが、台風とコロナで実現できなかつた。
- 花き栽培は、施設（ハウス）がないことには取り組めないうえ、野菜に比べて手間がかかることもあり、後継者がいる農家は少ない。子どもに「仕事を辞めてまで継いでくれ」というのは難しい。
- 羽村市で「産業としての農業」の継続を目指していくなら、定年退職者を農業に斡旋するような施策の実施など、後継者中心から退職者中心の考え方へ変える必要がある。
- 援農ボランティアへの参加意欲の高まりが感じられる。コロナ禍で家にいる時間が増え、自宅の近くで何かをしたいというニーズはあると思う。
- 農家だけに固執せずに、農業を趣味とする人、定年後の人などにも門戸を開くというような意識の転換、危機感の共有が農家に必要と思う。
- 飲食店とのコラボに取り組んだこともあったが、飲食店からの要望は少量なので、なかなか契約に至らなかつた。マッチングや調整などを行う組織やしくみがあるとありがたい。
- 農地を貸すのに抵抗が残っている人はまだまだいる。生産緑地を貸し出すことを進めるなら、「返ってくる」ことをもっとしっかりと周知すべきではないか。

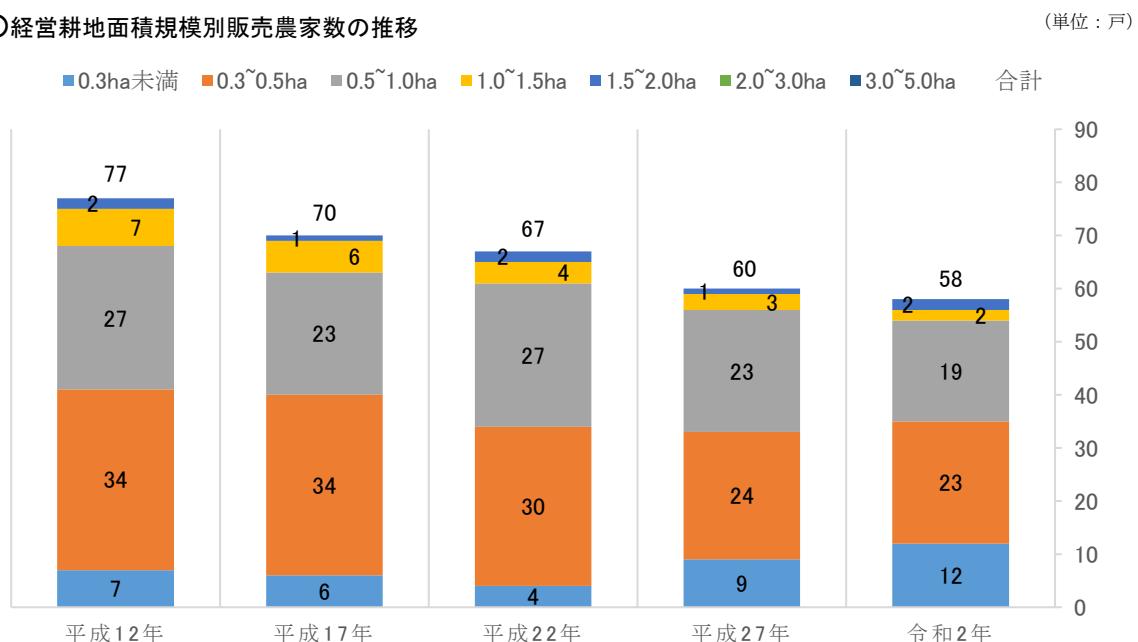
主な統計データ

○農家数



資料：農林業センサス

○経営耕地面積規模別販売農家数の推移

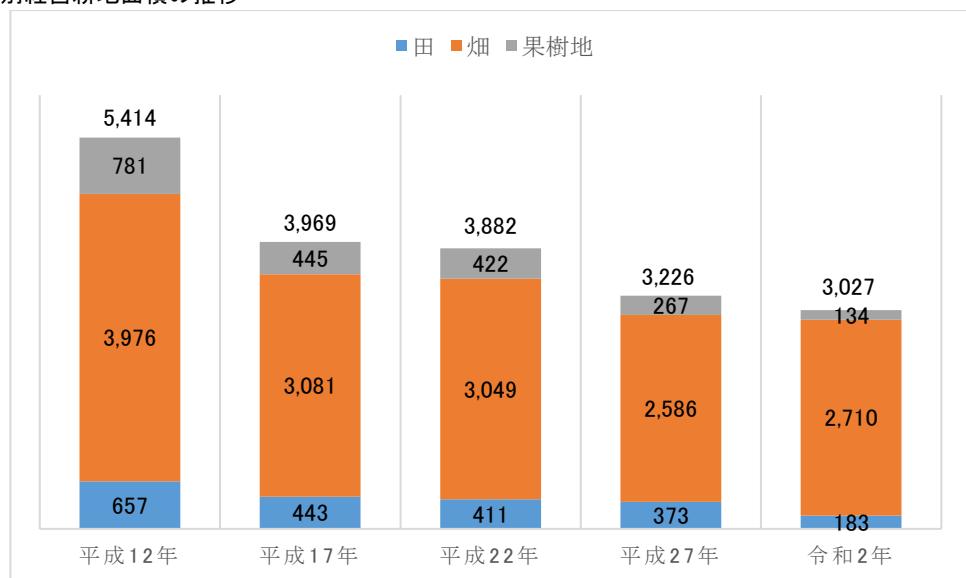


資料：農林業センサス

※平成 27、令和 2 年は調査方法の変更により経営体数を記載。

○用途別経営耕地面積の推移

(単位 : a)



資料：農林業センサス

○農業産出額

(単位 : 千万円)

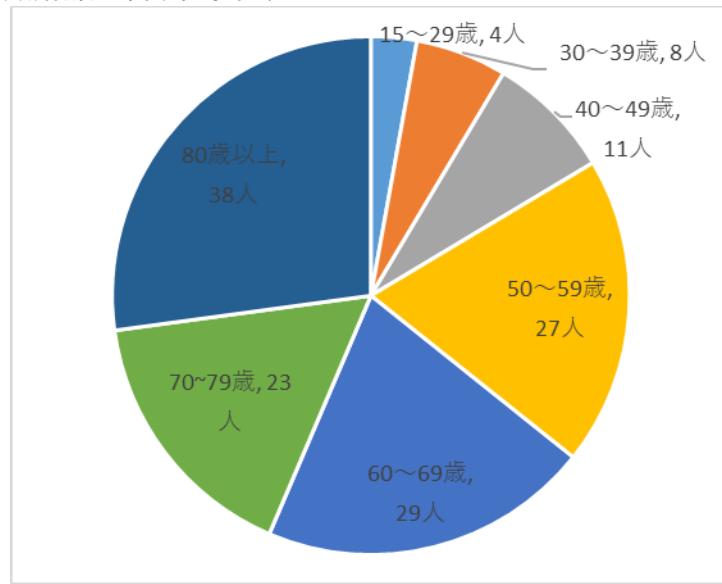
区分	農業産出額	上位5品目・構成比									
		1位	2位	3位	4位	5位					
羽村市	172	トマト	19%	ナス	5%	きゅうり	4%	パンジー・ビオラ (苗もの)	4%	ネギ	4%
西多摩	3,639	トマト	14%	ナス	6%	ネギ	4%	きゅうり	4%	ばれいしょ	4%
東京都	27,439	トマト	11%	こまつな	7%	日本なし	6%	ナス	4%	ほうれんそう	3%

東京都農作物生産状況調査（令和元年産）

※グランドカバー類を除き掲載

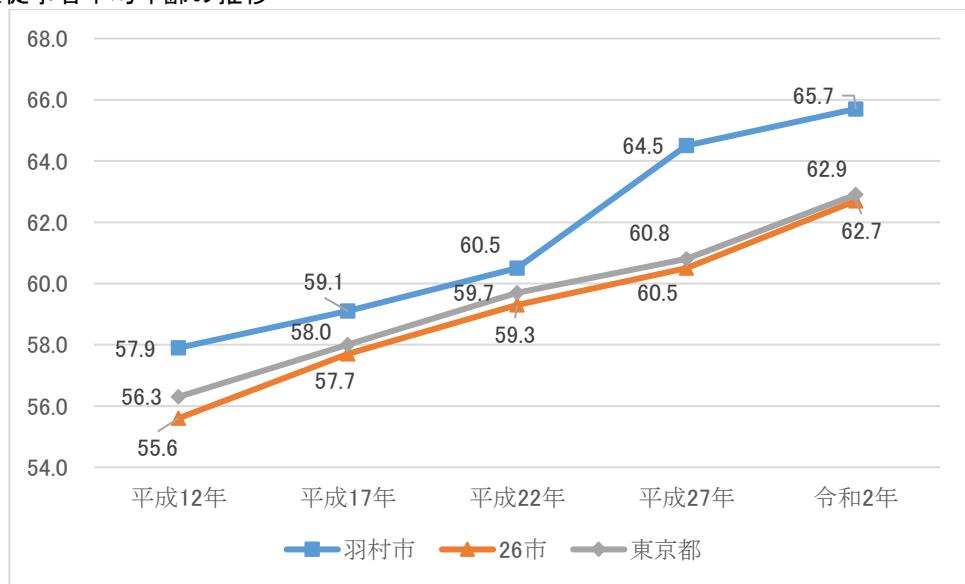
西多摩：青梅市、福生市、あきる野市、羽村市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町、檜原村

○個人経営体の年齢階層別農業従事者数



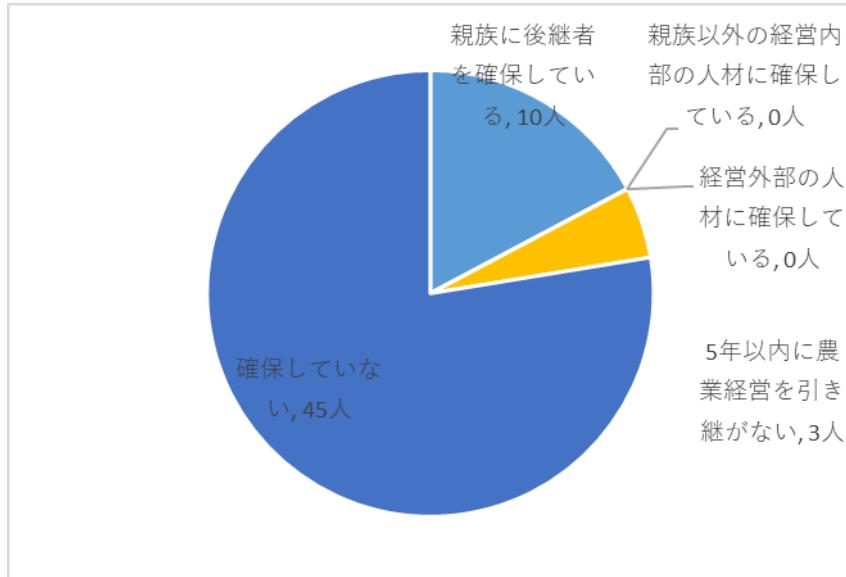
資料：2020年農林業センサス

○農業従事者平均年齢の推移



資料：農林業センサス

○農業後継者の有無別農家数（5年内に引き継ぐ場合）



資料：2020年農林業センサス

②農業の課題

現状認識から、羽村市の農業の課題として次のようなことが挙げられます。

- | | |
|---------------|---|
| 多様な人材確保、後継者育成 | 後継者、新規就農者、援農ボランティアなど農業の担い手を幅広く確保し、育成していく体制が必要です。 |
| 安定的な販売先の確保 | 市内産農産物の販路確保のため、農産物直売所の充実、新たな販路開拓が求められています。 |
| 積極的な連携の推進 | 他の産業分野や支援機関と連携をし、新たな取組みを進めていく必要があります。 |
| 農地の保全・活用 | 農産物の生産の場としてだけではない農地の多面的な機能を活用するため、農地の保全を進める必要があります。 |
| 市民理解の促進 | 農業が魅力ある産業として続いてくために、都市農業に対する市民の理解促進が必要です。 |

(4) 観光

①観光の現状

羽村市には、一年を通じて多くの方に楽しんでいただける様々なイベントが行われ、実際に多くの観光客が訪れています。中でも春の「花と水のまつり」は、前期のさくらまつりに始まり、後期のチューリップまつりでは関東最大級、約35万球のチューリップが咲き誇り、こうしたイベントなどを通じて、市全体の観光客数は増加傾向にあります。

しかし、羽村市は、歴史的名所旧跡や大規模集客施設があるような著名な観光地ではなく、現状では、市内における活発な観光産業は見られず、観光の形態は、日帰り型観光の傾向が強くなっています。

＜統計データ＞

- 観光客数は年間93.6万人（H29年）。
- 行催事・イベント開催時期に観光客が偏っており、観光客の約半数はそこへの参加者（50.5万人、53.9%）。
- 観光客数はあきる野市・青梅市・奥多摩町の半分以下。

＜関係団体へのヒアリング＞

【現状に関する意見】

- 市内にお金を落としてもらえるものができないかを考えたい。売りに出来るものの一つは多摩川水系最上流の水田があるということ。こういう特徴を発信していきたい。
- チューリップに関するアンケートに「マンネリ化でつまらない」という回答があつたことから、テコ入れと継続できる方法を考えて、色彩などに女性目線を取り入れた。その結果、見え方が変わり、実際には増やしていないが「毎年花が増えている」と言われるようになった。リピーターにも喜んでもらえるような考えを取り入れていきたい。
- NPOでインバウンドに取り組んでいるが、そこでは「観光は暮らしを見てもらうこと」という意見がある。今あるものを磨くことも必要。羽村市のものは日本人への訴求力は弱いと思う。西多摩・大多摩などの単位で人を呼び込む必要がある。
- インバウンドの取り込みで、外国人に「市内水田で稻刈り～おにぎりづくり・試食～お寺で座禅」という内容をコロナ禍以前に考えていた。話題になる観光要素を発信できれば集客できるのではないか。
- 羽村市を起点として西多摩地域に食事・観光に行く、日帰りで関東圏の世界遺産・重要文化財に行くなど、羽村市をハブにして行先を選択できるようなツアーを開発できるか。自転車にても羽村市を出発点にすることを考えたい。
- マンネリが一番怖い。継続して人を呼び込める取組みが欲しい。規模は大きくて良いので、単発ではなく継続性を優先していきたい。
- 羽村市の昔の食事が食べられることや、はむらの売りである「水」を使ったものの開発など、「食」の取組みをもっと考えていきたい。
- 一晩中サンバを踊るなど、これまでにない突き抜けた取組みができるいか。
- 玉川上水や軽便鉄道の学習について教育委員会に働きかけられないか。夏休みの自由研究で取り組む子どもが増えれば、観光協会としても何か支援できるのではないか。子どもの目線を向かせるためには、まず大人（親）を呼び込む必要がある。
- 「たまたま検索でヒットしたから」と台湾から観光客が来たことがあったが、チューリップと桜をとても喜んでくれた。しっかりと発信して、来てもらえば満足してもらえる。

- チューリップで言えば、有名な佐倉市と比べると、羽村市では株数は少ないが密度は上回るので撮影に適しているとのこと。テレビ局が「映像にするには羽村市が良い」と選んでくれた。昭和記念公園など広いところでは何箇所も回らないと見られないが、羽村市は1箇所で見られるという利点もあり、もっとPRしたい。「伝え方」と「何を伝えるか」を考えれば、もっと集客できるのではないか。
- コロナ禍での人の行動変化にも考慮が必要。均質的なものはオンラインでOKという認識に変化していると思う。リアルの部分は個性が必要。羽村市で言えば製造業で、今後の製造業はSDGsがキーワードになると思う。日野自動車からトヨタも巻き込んで、「無人運転シティ」などの尖った取組みができれば、人は集まるのではないか。
- 多摩川沿いに歩いてきて、すぐチューリップにアクセスできるのは良いところではないか。桜とチューリップが同時に見られるというのも他にない。

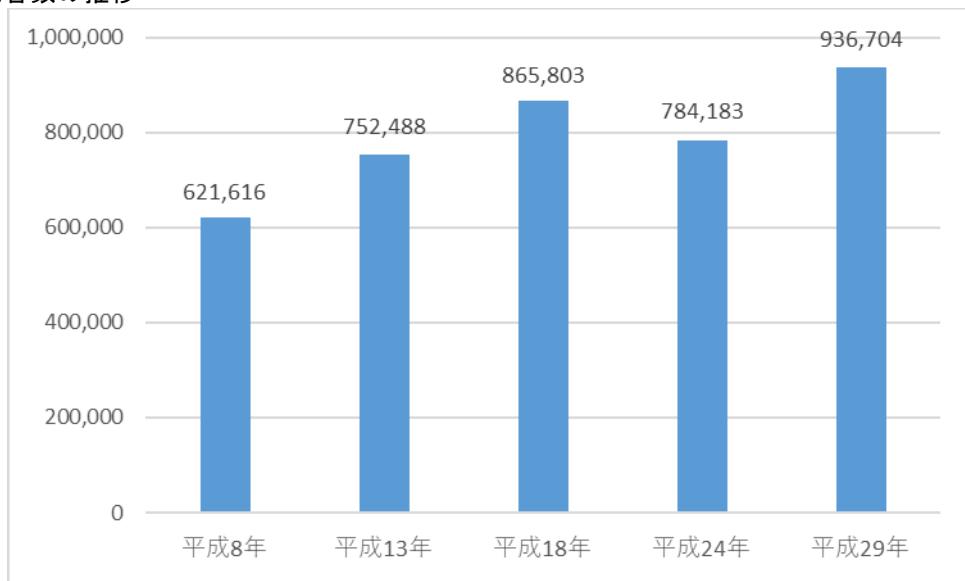
【課題に関する意見】

- 檜原村は、様々な取組みの発信が上手い。羽村市も見習うべき。
- 羽村市は観光地としては、宿泊して観光するというレベルではないのではないか。終日過ごせるものはないが観光資源はあると思うので、泊まらないにしても滞在時間を増やすことを考える必要がある。「花と水のまち」であれば、そのストーリーを作つて観光資源を生かす必要がある。
- インバウンドを取り込むにしても、先に市内の観光資源の開発やお金が落ちる仕組みを作つておくのが先ではないか、そうでないと羽村市をハブにしたとしても利益が出ない。
- 市民でも市内のこと詳しく述べているとは限らない。市民にもアプローチしていきたい。

主な統計データ

○観光客数の推移

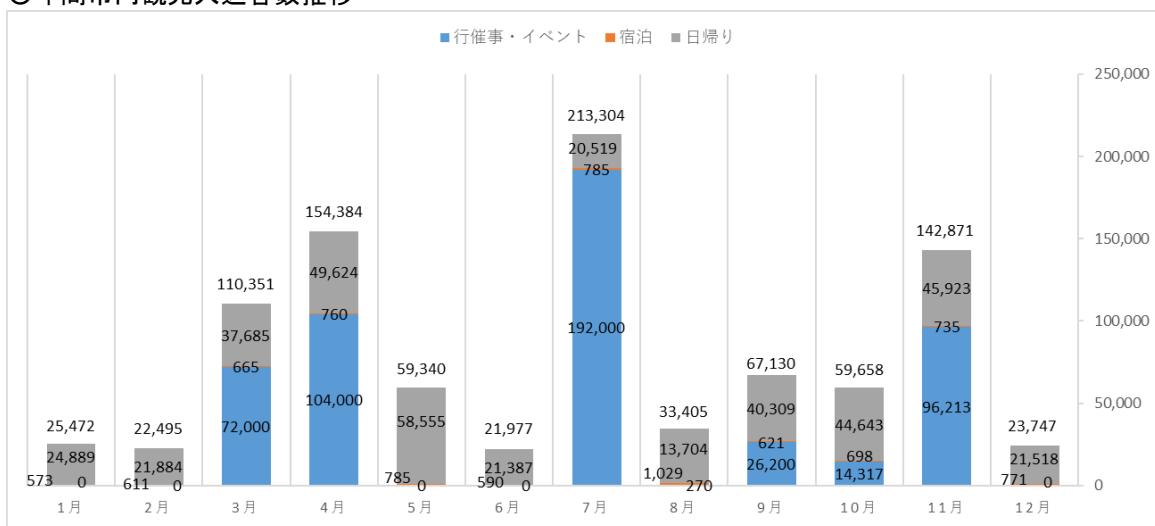
(単位：人)



資料：西多摩地域広域行政圏協議会「西多摩地域観光入込客調査」

○年間市内観光入込客数推移

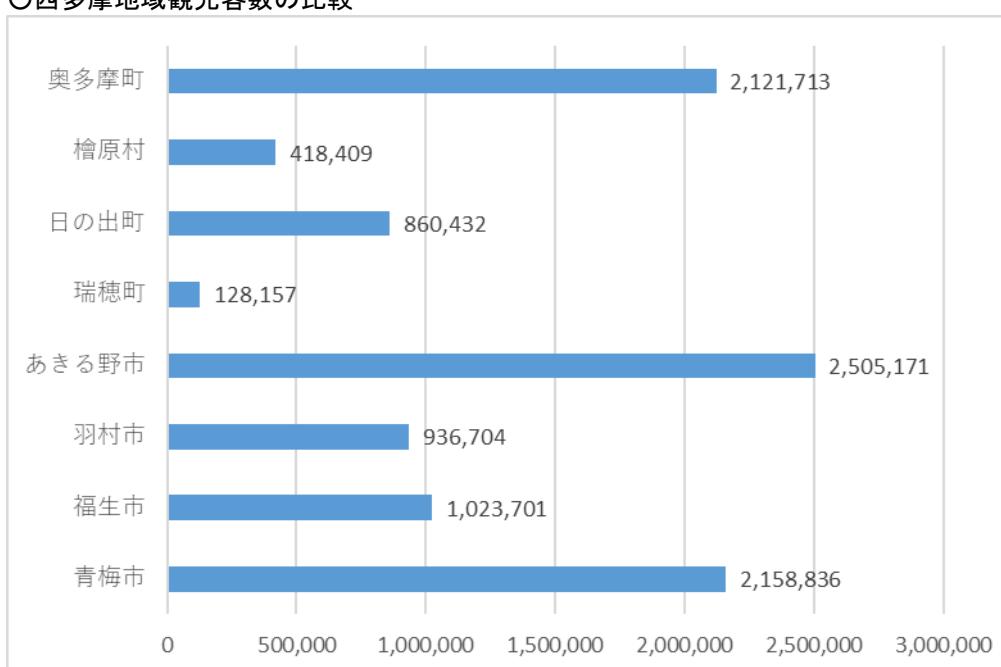
(単位：人)



資料：西多摩地域広域行政圏協議会「平成 29 年西多摩地域観光入込客調査」

○西多摩地域観光客数の比較

(単位：人)



資料：西多摩地域広域行政圏協議会「平成 29 年西多摩地域観光入込客調査」

②観光の課題

現状認識から、羽村市の観光の課題として次のようなことが挙げられます。

- | | |
|-------------------|---|
| 既存観光資源の活用・発信 | 現在ある観光資源のブラッシュアップ・活用を促進し、効果的に情報発信していくことが必要です。 |
| 新たな観光資源の発掘 | 埋もれている観光資源の発掘、特産品の開発、ストーリーの創出など新たな取組みを行う必要があります。 |
| 観光振興推進体制の充実 | 受入体制の整備など、観光振興を推進する体制の充実強化を図ることが必要です。 |
| 積極的な情報発信 | 様々な手段を活用して、市内外へ積極的に情報発信を行っていく必要があります。 |
| 他の産業分野や広域での連携促進 | 様々な観光資源を活用するため、他の産業分野や広域との連携を積極的に進めることができます。 |
| 経済波及効果を生み出す仕組みづくり | 観光客が訪れるによる交流人口の増加やにぎわいの創出などの波及効果が多く生まれる仕組みづくりが必要です。 |

第2部 計画内容

第1章 基本理念・方向性と施策の体系

1 産業振興の基本理念と方向性

羽村市は、都内にありながらも美しい多摩川と豊かな自然に恵まれ、都市基盤が整備された職住近接のまちとして、産業とともに発展してきました。

昭和36年（1961年）に土地区画整理事業の都市計画を決定し、昭和37年（1962年）に首都圏整備法による市街地開発区域の指定を受けて以降、土地区画整理事業により都市基盤整備を進め、積極的に企業誘致を推進してきました。その成果として、市内には高い技術力を持つ企業が数多く立地しており、都内でトップクラスの製造品出荷額を誇る規模となっています。

こうした企業による経済活動は、地域に雇用を生み、消費や活力、にぎわいを創出するなど、地域経済を活性化する大きな原動力となっています。

近年の変化の激しい社会経済状況において、特に人口減少や急速に進む少子高齢化は地域経済に大きな影響を及ぼすと考えられ、地域経済の縮小や労働力の不足、地域のつながりの希薄化などが危惧されます。

また、日本だけでなく世界各国で多発する自然災害、政情不安などが社会経済に及ぼす影響は大きく、特に、令和2（2020）年に国内で初めて確認された新型コロナウイルス感染症の猛威とそれによる経済への甚大な影響は未だ収束の気配が見えません。こうした中で、広く浸透してきたニューノーマル（新たな生活様式）やDX（デジタル・トランスフォーメーション）への対応のほか、SDGs（持続可能な開発目標）の推進を目指した取組みなどが求められています。地域経済が将来にわたり持続的に発展していくためには、こうした環境変化への柔軟な対応が非常に重要です。

地域の産業が、市民の働く場や生活の場である地域経済を力強く支え、地域とともに発展を続けていくために、市では実効性のある施策を計画的に推進していくことが必要です。

本章では、こうした施策を推進するための基礎となる「基本理念」と、基本理念に沿って進むべき羽村市の産業振興の「方向性」について、以下のとおり整理します。

基本理念

本計画において、産業振興施策を進めるにあたり基礎となる基本理念を以下の通り定めます。

✧ 集積を生かした連携と新たなチャレンジの支援

市内には各産業がコンパクトに集積しており、物理的な距離がとても近いという特徴があります。この特徴を生かし、事業者間、産業分野間、広域連携、また产学官金など、多様な主体との連携の促進が必要です。また、他業種や他分野への進出、業態転換、イノベーションによる新たな価値の創出などに取り組む、新たなチャレンジを積極的に支援します。

✧ 「羽村らしさ」のブランディングと魅力発信

羽村市はコンパクトな市域の中に工業系事業所が集積するとともに、多くの個性的な商店が立地し、消費者に身近な農地で都市型の農業が展開され、花や水、歴史・文化などの魅力が多くあります。これらの地域資源を活用して総合的にブランディングし、「羽村らしさ」の独自性を高めて具体化すること、また、その「羽村らしさ」の魅力を広く市内外へ発信することに取り組みます。

✧ 地域に根差した産業基盤とにぎわいの創出

市民は市内産業にとって消費者でありながら、働き手でもあります。市民がさらに産業の良き理解者となるよう、市民理解の促進に努めます。市民と産業、行政が連携を強化し、取り組んでいくことで、地域に根差した産業の活性化や人々の交流によるにぎわいの創出を目指します。

産業振興の方向性

基本理念を踏まえて、本計画において目指す産業振興の方向性は、次のとおりです。

① ニューノーマルへの対応と新分野への進出支援

新型コロナウイルス感染症による経済活動の停滞や、脱炭素、新技術への対応など、社会経済状況や環境の変化が激しい中で、事業者は新たな対応が迫られています。デジタル化の取組みや IoT の導入、業態転換、新分野への進出など、新たな時代の成長に向けた事業継続とチャレンジを支援します。

② 「羽村らしさ」のブランディング

羽村市の個性、特徴を明確化し、具体的にブランディングする必要があります。観光資源、環境、農産物、事業者やその商品・サービス・体験などを検証し、ブランドとして育て活用する、長期的な取組みを推進します。

また、ブランディングの検討段階においては、様々な分野から、世代や性別に偏らず、意欲ある方が参画できる取組みとすることを目指します。

③ 産業分野の垣根を超えた連携の促進

多様な産業が集積する市の特徴を最大限に生かした連携の促進に努めます。産業分野にとらわれず、産業分野を超えた連携による事業や支援策の創出を目指します。

④ 地域に根差すための安定的な産業基盤づくり

事業者が市内で安定的に操業を継続していくためには、事業承継や後継者育成、人材確保・定着、操業環境の基盤整備などへの支援が重要です。関係団体や支援機関と連携し、必要な支援を適切に受けられるような体制整備が求められます。いずれの産業分野においても市民理解が促進され、地域に根差して操業を継続できる産業基盤の整備を目指した取組みを推進します。

⑤ 市民と産業、行政の多様なつながりづくり

産業振興施策は事業者に対する支援という意味合いが強くなりがちですが、最終的には市民のために行われるという視点を持って取り組む必要があります。産業は市民生活の基盤を支え、まちに活力やにぎわいを生み出す重要な役割を担っています。

市民は産業の担い手でもあり、事業者は市民でもあります。様々な形でつながりが強まり、相互理解が深まることにより、操業の安定や、地域課題の解決など、相乗的な発展が期待されることから、連携の強化と相互理解を促進します。

2 産業振興施策の体系

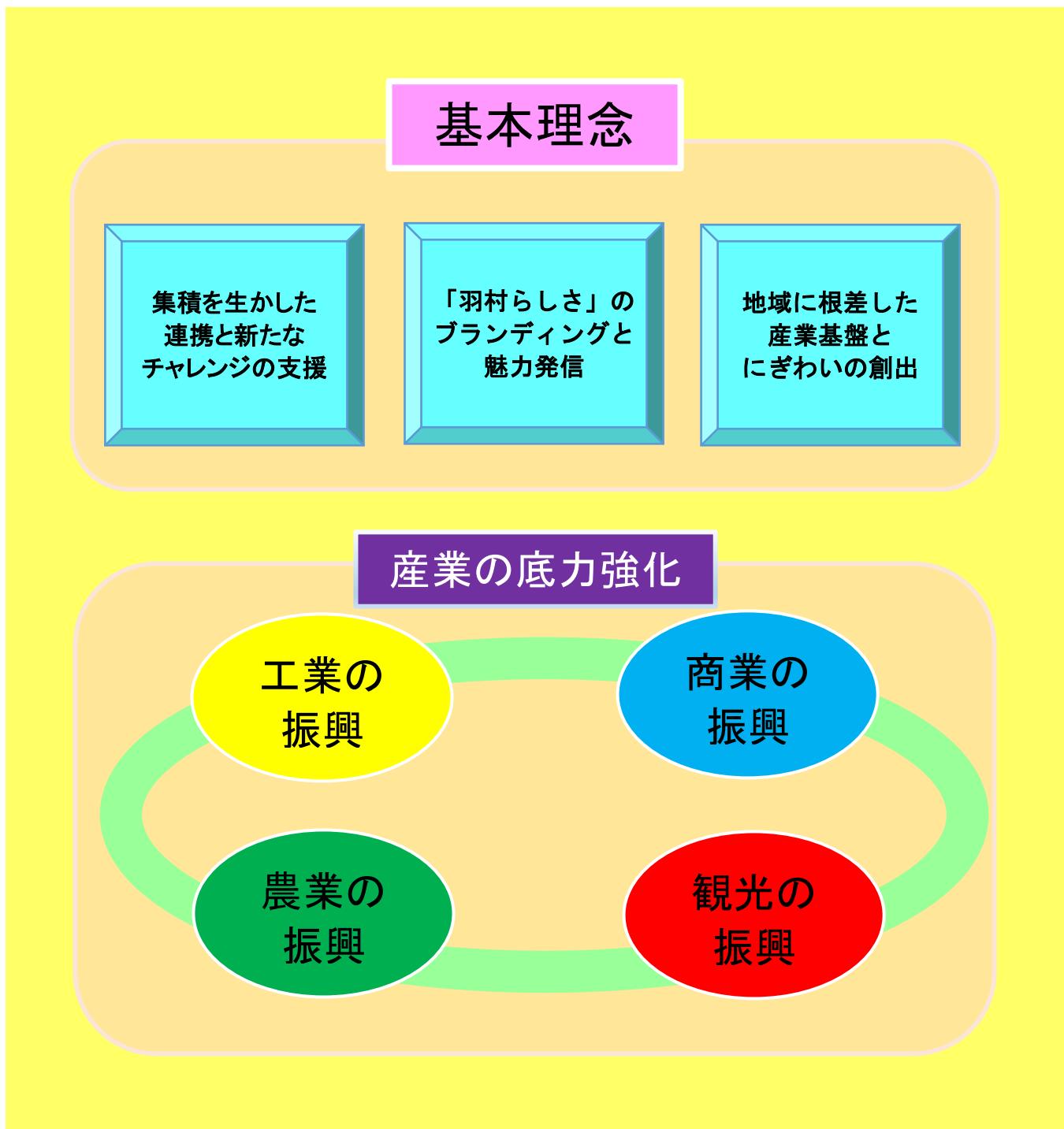
計画の基本理念である、「集積を生かした連携と新たなチャレンジの支援」・「『羽村らしさ』のブランディングと魅力発信」・「地域に根差した産業基盤とにぎわいの創出」を踏まえて施策を考察し、体系を整理します。

本計画においては、これまでと同様に、工業・商業・農業・観光の各産業分野と、産業全体に通じる事項の5つに施策の体系を分類します。

今後の市内産業の継続的な発展のためには、工業・商業・農業・観光の各産業分野の振興を図るとともに、産業全体に通じる基盤を整備・充実し、また、それぞれの産業が分野の枠を越えて連携し、市内産業全体として底力の強化を図ることが重要です。

この考え方をもとに、産業の底力強化・工業・商業・農業・観光の各分野に、第1部第2章で見た「各産業の現状と課題」を踏まえ、各分野の振興に係る方向性を整理し、「産業の底力強化」「工業の振興」「商業の振興」「農業の振興」「観光の振興」として、施策の体系をまとめます。

羽村市産業振興計画



第2章 産業分野別の振興

本章では、「工業」、「商業」、「農業」、「観光」の4つの産業分野に、全ての産業に通じる施策、産業の底上げを図る施策をまとめた「産業の底力強化」を加えた5つの項目について、振興を図るための方向性を整理し、施策体系を整理します。

1 産業の底力強化

産業振興計画は、平成28年度を始期とする前計画の策定時において、工業・商業・農業・観光のすべての産業分野を一体的に捉え、相乗的な発展を目指す計画として策定されました。このことは本計画の大きな特徴であり、今回策定する第二次産業振興計画においてもその趣旨は継承することとしています。

こうしたことを踏まえ、本項では一つの分野に留まらず、すべての産業分野に通じる内容を取りまとめており、前述した5つの産業振興の方向性の一つに「産業分野の垣根を超えた連携の促進」を掲げています。

羽村市の特徴として考えられる市域のコンパクトさや企業の集積、交通アクセスの利便性の高さ、市民・事業者・支援機関・行政などのつながりなどを生かしていくために、各産業分野の施策だけでなく複数の分野にわたる施策を捉えることで、相乗効果を引き出し、「連携強化」と「基盤整備」、「地域の魅力創出・発信」の3つの方向性をもとに施策を展開していきます。

また、社会的課題や市民ニーズが複雑化、多様化する現代において、「社会性」、「事業性」、「革新性」をもってビジネスにより、その解決を図る取組みに対する支援が求められています。さらに、産業振興施策の対象者は事業者であるという意味合いが強くなりがちですが、施策の推進にあたり、市民の視点を重視した取組みとなるよう意識して計画を策定する必要があります。

産業は市民生活の基盤を支え、まちに活力とぎわいを創出する重要な役割を担っています。誰もが暮らしやすい、働きやすい、訪れたくなるまちを目指して、事業者や関係機関、行政だけでなく、誰もが主体となって取り組めるよう、広く市民と共有できるような取組みを進めていきます。

産業の底力強化における方向性

● 連携強化

市内には産業分野それぞれの集積があり、羽村市は市域がコンパクトであることから、連携にあたっては物理的な距離が近く、互いの顔が見える関係が築きやすい環境であると言えます。これまででも様々な機会を捉えて連携強化に努めてきましたが、こうした市の強みも生かし、支援機関や関係団体の協力のもと、新分野進出や地域課題の解決、事業者間の先進事例の共有などに更に積極的に取り組んでいきます。

より連携を推進するにあたっては、情報を集約・発信し、様々な連携がスムーズに進むようコーディネートやマッチングを行う機能の充実を図ります。

● 基盤整備

市内の各産業が今後も持続的に成長していくため、ハード・ソフト両面から産業基盤の整備に取り組み、事業者が事業活動を行いやさしい環境整備を推進します。

変化の激しい社会経済状況において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けてニューノーマル（新しい日常）などへの新たな対応も求められる中で、様々な働き方が提起され、これまでにない事業形態が増えています。こうした新たな形態の事業者も連携して産業振興に取り組むことが期待されます。既存の事業者とのマッチングや、多様な働き方に対応した労働環境の充実に取り組む事業者の支援などを行い、誰もが働きやすい環境づくりを進めていきます。

近年多発する自然災害発生時などにおいても事業を継続できる体制づくり、SDGs、環境配慮型経営、デジタル化などの新たな経営課題に取り組むための支援についても、有効な取組みを検討していきます。

● 地域の魅力創出・発信

産業分野に関わらず、市内での創業や事業継続にあたって、羽村市は「どのようなまちか」、「どのような良いところがあるのか」ということは、事業者のイメージに影響する重要事項の一つです。市の魅力や特徴、独自性などについて様々な視点で検討し、「羽村らしさ」を共通認識として確立できるよう、産業分野や世代を超えた検討・推進体制を設置するなど、ブランディングにかかる取組みを推進します。

また、様々ななかたちで利用され、親しまれている「水」について、利用の促進と市内産業の活性化につながるよう、魅力を発信していきます。

産業の底力強化の体系

産業の底力強化を図るための方向性と施策、施策の展開について、以下の体系により整理します。

方向性	施策	施策の展開	実施主体			
			市	事業者	支援機関	市民
I 連携強化	1 産業分野間の連携促進	① 分野間連携の促進	○	○	○	
		② 産業コンシェルジュ機能の充実	○	○	○	
	2 産学官金連携の強化	① 情報共有・連携の促進	○	○	○	○
		② 産学連携の推進	○	○	○	
		③ 地域課題の解決・共創	○	○	○	○
	3 広域連携の推進	① 自治体間連携の推進	○	○	○	
	4 地域に根差した産業振興	① 市民理解の促進	○	○	○	○
II 基盤整備	1 産業基盤の整備	① 産業福祉センター機能の充実・拡大	○			
		② 都市基盤の整備	○			
	2 雇用対策・労働環境の充実	① 雇用対策事業の充実	○	○	○	○
		② 労働環境の充実	○	○	○	○
		③ キャリア形成支援	○	○	○	○
		④ 多様な働き方への支援	○	○	○	○
		⑤ 男女共同参画の推進	○	○	○	○
	3 持続可能な事業活動の推進	① 新たな経営課題への対応支援	○	○	○	
		② 災害時等における体制整備の推進	○	○	○	
III 地域の魅力創出・発信	1 羽村らしさのブランディング	① はむらブランドの開発・普及	○	○	○	○
	2 地域の魅力発信	① 「羽村の水」のPR	○			

方向性 I 連携強化

産業分野を超えた連携の強化や、事業者間の連携、産学官金の連携、広域的な連携など、あらゆる連携した取組みを推進し、また市民と事業者、行政との関係を強化し、産業全体の活性化と、支援体制の強化に繋げていきます。

施 策	1 産業分野間の連携促進
施 策 内 容	工業・商業・農業・観光の各産業分野間の連携を強化し、産業振興を図ります。
施策の展開	<p>①分野間連携の促進 多様な交流機会の提供、マッチング支援、農商工観連携等の施策の情報提供、工業・商業・農業・観光の代表者が参画する羽村地域産業振興懇談会での情報交換等により、産業分野間の交流を促進し、連携の機運を高めます。</p> <p>②産業コンシェルジュ機能の充実 多様な分野に精通し、あらゆる相談やニーズにワンストップで対応できるよう、市内産業のコンシェルジュ機能の充実を図ります。</p>

施 策	2 産学官金連携の強化
施 策 内 容	地域に密着した金融機関や産業支援機関、教育機関等との連携をさらに強化し、支援機能・コーディネート機能等の向上を図り、産業振興を推進します。
施策の展開	<p>①情報共有・連携の促進 産学官金などで構成する羽村地域産業振興懇談会などを活用し、産業の現状や課題等の認識を共有するとともに、産業の活性化につなげます。</p> <p>②産学連携の推進 市と連携協定等を締結している大学等を中心に産学連携に取り組み、産業の活性化につなげます。</p> <p>③地域課題の解決・共創 産学官金連携により、情報や支援策等を結集して地域課題の解決に取り組む体制を整備します。</p>

施 策	3 広域連携の推進
施 策 内 容	近隣市町村や姉妹都市等と連携し、市域を越えた広域的な産業振興に取り組んでいきます。
施策の展開	<p>①自治体間連携の推進 市域の枠を越え、広域で連携して実施する事業やイベント等の推進を図ります。また、姉妹都市である山梨県北杜市との「羽～杜プロジェクト」事業を推進します。</p>

施 策	4 地域に根差した産業振興
施 策 内 容	産業が地域に根差し、持続的に発展していくよう、市民と産業の相互理解を促進する取組みを促進します。
施策の展開	<p>①市民理解の促進 市内産業に関する効果的な情報発信や交流機会の充実などにより、市民と産業の相互理解の促進を図る取組みを進めます。</p>

方向性Ⅱ 基盤整備

事業者が円滑に事業活動を継続できるよう、拠点や都市基盤の整備のほか、雇用対策・労働環境の充実、社会課題への対応、災害対応力の強化などに努め、産業基盤の整備・充実を図ります。

施 策	1 産業基盤の整備
施 策 内 容	産業全般の底上げに通じる拠点・基盤整備を推進します。
施策の展開	<p>①産業福祉センター機能の充実・拡大 市内産業振興の中核的な拠点となる施設として産業福祉センターの再整備を検討し、機能の充実・拡大を図ります。</p> <p>②都市基盤の整備 市内産業の振興につながる都市基盤の整備として、道路などのインフラ施設の整備や交通の充実等を図り、市街地等の活性化に取り組みます。また、様々な動きが見られている神明台2丁目地区についても、良好な都市環境の創出と市内経済の活性化を図る取組みを推進します。</p>

施 策	2 雇用対策・労働環境の充実
施 策 内 容	市の産業の継続的な発展のため、働く人々の環境が向上するよう、関係機関と連携し、雇用対策・労働環境の充実を図ります。
施策の展開	<p>①雇用対策事業の充実 関係機関と連携し、各種セミナーや説明会、就職面接会などの雇用対策事業の充実を図ります。</p> <p>②労働環境の充実 労働者の仕事と生活の調和を促進するため、ワーカーライフバランス等の趣旨普及を進めます。また、労働者が働きやすい環境づくりを進めるため、専門家による相談体制を整備します。</p> <p>③キャリア形成支援 職業ガイダンス、就職セミナー、就業体験等の実施により、労働者のキャリア形成を支援します。</p> <p>④多様な働き方への支援 働き方の多様化が進む中で、市内で副業、兼業で働く方と市内事業者のマッチングを行い、ビジネスチャンスの拡大や地域課題の解決に繋がるよう支援します。また、出産・育児や介護等による一時的な離職や再就職などにあたり、多様で柔軟な働き方が選択できるよう、関係機関との連携により、必要なスキルの修得支援などを行います。</p> <p>⑤男女共同参画の推進 仕事や働き方における男女共同参画の必要性について、理解促進のための啓発等を行います。</p>

施 策	3 持続可能な事業活動の推進
施 策 内 容	市内事業者が今後も継続して事業を進めていくよう、社会課題や災害への対応を支援します。
施 策 の 展 開	<p>①新たな経営課題への対応支援 社会経済状況の変化に伴って生じる新たな経営課題や、SDGs、環境配慮型経営、デジタル化などへの対応について、支援機関等と連携し、支援を行います。</p> <p>②災害時等における体制整備の推進 事業所等の事業継続計画（BCP）の策定支援など、災害時等に事業活動が継続できるよう体制整備を図ります。</p>

方向性Ⅲ 地域の魅力創出・発信

羽村市の事業者、製品、サービスを効果的にPRし、消費者に他の競合から選んでもらうために、「羽村らしさ」のブランディングや水資源に関する情報発信に取り組みます。

施 策	1 「羽村らしさ」のブランディング
施 策 内 容	羽村市の強みを明確にするため、「羽村らしさ」のブランディングに取り組み、事業者の製品開発や魅力発信につなげます。
施 策 の 展 開	<p>①はむらブランドの開発・普及 市内事業者が開発した特産品やサービス、市内産農産物などをブランドに基づいて認定し、普及に努めます。</p>

施 策	2 地域の魅力発信
施 策 内 容	羽村市の大きな魅力であり、様々ななかたちで利用されている「水」について、一つの切り口に留まらず、PRしていきます。
施 策 の 展 開	<p>①「羽村の水」のPR 羽村市には、玉川上水や羽村堰、花と水のまつりといった観光資源に限らず、独自の上下水道や工業用水といった水に関連した資源が多くあり、それを活用している事業者も多くいます。「羽村の水」の魅力、価値を総合的に広く発信していきます。</p>

2 工業の振興

羽村市の工業の状況は、製造品出荷額が 6,012 億円で、東京都において 2 位であり（東京都「2020 東京の工業」）、従業者数においても 7,579 人と東京都内で 10 位の規模にあります（同統計）。市内産業の総従業者数の 3 割以上が製造業に従事していること（平成 28 年経済センサス）からも、製造業を始めとする工業は市内経済を支える基幹産業であると言えます。

近年では、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）が延伸したことなどから、北関東、東海以西にもアクセスしやすくなり、営業範囲を広げる市内事業者も見られる一方で、他地域から新たに羽村市へ進出する事業者も見られます。新たな企業誘致を進めるとともに、市内に立地する多くの企業が安定的に事業を継続し、多様な業種・分野が集積するメリットを最大限に發揮して、相乗的に発展していくよう、より充実した環境整備や連携、新しいチャレンジへの支援など、更なる発展を目指した取組みを進めます。

また、経営環境の変化が激しい中で、企業にはデジタル化や脱炭素、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い浸透したニューノーマル（新しい日常）などへの新たな対応が求められています。こうした先端技術への対応、環境配慮経営に向けた支援や、人手不足を解消するための人材確保・定着への支援など、課題解決に向けた支援に取り組んでいきます。

工業振興における方向性

● 経営基盤安定・成長支援

社会経済状況の変化が激しい中で、企業は厳しい経営環境が続いています。こうした環境の中でも、企業の経営基盤の安定と強化が図れるよう、企業のニーズに沿ったきめ細かい支援に取り組んでいきます。

また、多様な業種・分野が集積する市の特性を生かして、企業間連携や産業分野間連携、広域での連携などを積極的に推進し、技術開発や新分野への進出、販路開拓などが進むよう支援に取り組みます。

人材確保や育成の難しさは、企業にとって経営上の大きな課題と言われます。経営基盤の安定と成長を支える人材確保や育成について、関係機関などと連携して支援していきます。

● 企業立地・定着促進支援

市内には製造業が数多く立地しているものの、工業系地域内に住宅が建設される事例が増加するなど、操業環境に変化が生じています。既存企業の市内で操業が安定的に継続されるよう、操業環境の維持・向上に向けた取組みを進めるとともに、個別のニーズ把握に努め、課題解決に取り組んでいきます。

また、未利用地が有効に活用され、集積の維持が図られるよう、支援機関などと連携して企業誘致促進制度を活用した企業誘致に積極的に取り組み、新たな企業の立地を促進します。

企業が地域に根差し、安定的に操業を継続するためには、地域において理解が進むことも重要です。市民理解が促進され、地域で共生できるよう、職住近接のまちづくりや情報発信、交流機会の拡大などを推進していきます。

● 新たなチャレンジの支援

経営環境の変化が激しい中で、企業には IoT や AI などの最新のデジタル技術、環境配慮経営、SDGs（持続可能な開発目標）、ニューノーマル（新しい日常）などへの新たな対応が求められています。こうした中で、デジタル活用や新たな分野への進出、技術・生産性向上など、企業活動の発展を目指し、これまでにない新たな課題や目標に果敢にチャレンジする企業に対して、関係機関と連携して、助成事業の活用、専門家派遣、先進事例の情報共有などにより、積極的に支援を行います。

工業振興の体系

工業の振興を図るための方向性と施策、施策の展開について、以下の体系により整理します。

施策の方向性	施策	施策の展開	実施主体			
			市	事業者	支援機関	市民
I 経営基盤安定・成長支援	1 経営安定化支援	① 企業支援体制の強化	○		○	
		② 金融支援の充実	○			
		③ 販路開拓支援	○		○	
		④ 事業承継支援	○		○	
	2 連携による活性化支援	① 企業間連携の推進	○	○	○	
		② 分野間連携の推進	○	○		
		③ 支援機関等との連携強化	○	○	○	
		④ 産学官金連携の推進	○	○	○	
		⑤ 広域連携の推進	○		○	
	3 人材確保・育成支援	① 人材育成・定着支援	○		○	○
		② 後継者育成支援	○	○	○	
II 企業立地・定着促進	1 企業立地の促進	① 企業誘致の促進	○		○	
		② 工業用地等の有効利用の推進	○			
		③ 創業支援	○		○	
	2 立地継続支援	① 操業環境の維持・向上	○			
		② 規制緩和等の検討	○			
	3 市民理解の促進	① 企業情報の発信	○	○		○
		② 交流機会の充実	○	○		○
III 新たなチャレンジの支援	1 新分野進出等支援	① 新製品開発・技術力向上支援	○		○	
		② 生産性向上支援	○		○	
	2 ニューノーマル対応	① 新技術導入・デジタル化支援	○		○	
		② 環境配慮対応・省エネルギー化対応の支援	○			

方向性Ⅰ 経営基盤安定・成長支援

企業が安定的な経営を持続し成長していくよう、販路開拓や人材の確保・育成、事業承継など、企業ごとのニーズに沿ったきめ細かい支援を行います。

施 策	1 経営安定化支援
施 策 内 容	中小企業等の経営の安定化に向けた支援を推進します。
施策の展開	<p>①企業支援体制の強化</p> <p>企業活動支援員によるワンストップでの支援体制の整備を行います。各企業・分野の情報の集約と発信による連携のコーディネートとマッチング、企業ごとの課題に対して適した分野の専門家を派遣し、段階に応じたマーケティング、事業化、商品ブラッシュアップなどのハンズオン（伴走型）支援などを行い、経営に関する課題解決などきめ細かな支援を実施し、企業の経営体質の強化を図ります。</p> <p>②金融支援の充実</p> <p>中小企業等の経営基盤の安定・強化を図るため、融資制度の充実を図ります。</p> <p>③販路開拓支援</p> <p>市内中小企業の国内外の展示会や見本市等への出展経費や、ホームページの作成経費などを助成する制度のほか、産業支援機関等の行うマッチング事業の情報を市内企業に提供すること等により、販路開拓や取引拡大を支援します。</p> <p>④事業承継支援</p> <p>研修や専門家による相談等を通じて、企業の円滑な事業承継を支援します。</p>

施 策	2 連携による活性化支援
施 策 内 容	市内企業間の交流機会の提供、企業・行政・支援機関間での情報の共有化などを通じて、企業間、地域間でのネットワークを形成し、連携体制を広げていきます。
施策の展開	<p>①企業間連携の推進</p> <p>市内製造業者を中心とした交流会を開催し、企業間連携の機会を創出します。</p> <p>②分野間連携の推進</p> <p>市内を中心に、商業、農業、観光との産業分野を超えた連携の支援を進めます。</p> <p>③支援機関等との連携強化</p> <p>支援機関等との連携を強化し、中小企業と大手企業とのマッチングや大学・研究機関への橋渡し、新製品・新技術開発、新分野進出、海外展開など企業支援を推進します。</p> <p>④産学官金連携の推進</p> <p>様々な主体との連携を推進し、支援情報や企業課題などの情報共有、マッチング機会の創出などの企業支援を推進します。</p> <p>⑤広域連携の推進</p> <p>青梅線沿線地域産業クラスター協議会や首都圏産業活性化協会等を通じて、広域的なネットワークを活用した企業支援を行います。</p>

施 策	3 人材確保・育成支援
施 策 内 容	安定的な企業活動と、継続的な成長のために、企業の人材確保・育成を支援します。
施策の展開	<p>①人材育成・定着支援 関係機関と連携して就職面接会などの活用を促進するほか、市内中小企業が負担した従業員等の研修・資格取得費用の助成など、人材の確保と育成を支援します。</p> <p>②後継者育成支援 経営者に求められる経営の基礎知識や経営スキル向上のため、研修会等の開催や専門家の派遣等により、後継者育成支援を行います。</p>

方向性Ⅱ 企業立地・定着促進

企業誘致促進制度を活用して、新たな企業の進出や創業、既存企業の事業拡大等を支援します。また、操業環境の維持・向上や市民と企業の交流機会の充実を通して、企業の立地継続、定着促進に取り組みます。

施 策	1 企業立地の促進
施 策 内 容	企業誘致促進制度の活用、市内工業用地等の有効利用等により、企業立地を促進します。
施策の展開	<p>①企業誘致促進 新規創業や転入、第二工場新設などにより新たに市内で事業を始めた事業所に対する助成制度の充実を図り、工業系地域等への企業誘致を促進します。</p> <p>②工業用地等の有効利用の推進 市内の空き地や空き工場の情報を収集、体系化し、データベースとしてとりまとめ、情報の共有化と発信を図り、有効利用を進めます。</p> <p>③創業支援 創業支援コーディネーターによる計画段階からの伴走支援や、補助金による創業時の資金支援などを行い、創業を希望する事業者を支援します。</p>

施 策	2 立地継続支援
施 策 内 容	企業が市内で操業を続けることができるよう、事業所の改修支援や企業ニーズに基づいた規制緩和を検討することで、良好な操業環境の整備を図ります。
施策の展開	<p>①操業環境の維持・向上 市内中小企業が行う防音、防臭、防振等の操業環境改善を図る取組みへの助成を行い、継続的に市内で企業活動ができるよう支援します。</p> <p>②規制緩和等の検討 操業する上での各種規制の緩和等について研究し、企業ニーズの把握に努めるとともに、対応を検討します。</p>

施 策	3 市民理解の促進
施 策 内 容	企業情報の発信や、企業と市民の交流機会の充実等により、企業と市民の共通理解を促進する取組みを行います。
施策の展開	<p>①企業情報の発信 市公式サイト等で企業情報を発信するほか、様々な広報媒体やイベントなどの機会を通して、企業情報を広く発信します。</p> <p>②交流機会の充実 地域の中で企業についての理解が進むよう、イベントや地域活動などにおいて企業と市民が触れ合い、交流する機会の充実を図ります。</p>

方向性Ⅲ 新たなチャレンジの支援

経営環境の変化が激しい中でも持続的な発展を目指し、これまでにない新たな課題や目標に果敢にチャレンジする企業を関係機関と連携して支援します。

施 策	1 新分野進出等支援
施 策 内 容	企業が行う競争力を高める新たな取組みを支援します。
施策の展開	<p>①新製品開発・技術力向上支援 新製品開発や従業員のスキルアップにかかる経費を助成するなど、企業の競争力を高める取組みを支援します。</p> <p>②生産性向上支援 生産性向上のための取組みや設備導入などにかかる経費を助成し、企業の収益力を高めます。</p>

施 策	2 ニューノーマル対応
施 策 内 容	事業活動に対して求められる、デジタル化や SDGs などの新たな対応への支援に取り組みます。
施策の展開	<p>①新技術導入・デジタル化支援 支援機関などとの連携、専門家派遣、設備導入への助成などの取組みにより、新技術への対応を支援します。</p> <p>②環境配慮対応・省エネルギー化対応の支援 二酸化炭素排出削減に資する設備や機器の導入にかかる経費について助成し、環境配慮対応、省エネルギー化への対応を支援します。</p>

3 商業の振興

羽村市の商業を取り巻く環境は、消費者ニーズの多様化や近隣地域への大型商業施設の立地などにより、厳しさが続いている。また、変化が続く社会経済状況や新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、長期間にわたる休業や営業時間の短縮、積極的な集客ができない状況が続いた中で、消費者の消費傾向や消費行動が大きく変化したことに伴い、インターネットによる通信販売(EC) やテイクアウト、移動販売などへの新たな対応や、業態転換の必要性が生じています。

こうした中で、市内商業が持続的に発展していくためには、変化の激しい社会経済状況への対応や、事業所や商店会等の団体が自ら魅力向上や活性化に取り組むことが重要です。まちの活気やにぎわいを創出する商業において、創業や開業を促進することは地域の活性化につながります。市内での創業や新たな事業展開、地域課題の解決などにチャレンジできる環境づくり、商業を支える人材の確保や育成などの支援に積極的に取り組みます。

商業振興における方向性

● 経営基盤安定・成長支援

変化の続く商業環境の中で、市内商業が活性化し、持続的に発展できるよう、商店等の経営の安定化や魅力向上による成長を目指す取組みを、きめ細かく支援します。

商店等がそれぞれの事業活動を継続し、活性化できるよう、事業承継や後継者育成など、商業を支える人材確保や育成にかかる取組みを支援します。

● 連携による活性化

商店等の活力の集積である商店会等が活性化することは、地域の活力やにぎわいの創出につながります。商業者同士だけでなく、工業・農業・観光との分野間連携を強化していくほか、高校や大学、金融機関、支援機関、行政などの多様な主体との連携を強化して、より活発な商業活動の展開や、地域の活力やにぎわいを創出する取組みを進めます。

● 中心市街地等の活性化

羽村駅・小作駅を中心とする市街地や周辺地域等が商業の集積を生かして活性化するよう、ハード・ソフトの両面から環境整備を推進する取組みを検討していきます。

● 新たなチャレンジの支援

商業を取り巻く環境は、社会経済状況や新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けて厳しさが続いており、さらに、キャッシュレス決済やインターネットによる通信販売（EC）など、デジタル化やニューノーマル（新しい日常）などへの新たな対応も求められています。

こうした厳しい環境においても、新たな商品・サービスの開発や、業態転換、新分野への参入、創業など、成長を目指す新たなチャレンジに取り組む事業者やビジネスの手法での地域課題への挑戦等を、関係機関と連携して支援します。

商業振興の体系

商業の振興を図るための方向性と施策、施策の展開について、以下の体系により整理します。

方向性	施策	施策の展開	実施主体			
			市	事業者	支援機関	市民
I 経営基盤安定・成長支援	1 経営支援	① 支援体制の強化	○		○	
		② 販路開拓支援	○	○		
		③ 金融支援の充実	○			
		④ 事業承継支援	○		○	
	2 魅力向上支援	① 名産品・羽村ブランドの開発・普及支援	○	○	○	○
		② 専門性の特化	○		○	
		③ 魅力発信	○		○	
	3 人材確保・育成支援	① 人材育成・定着支援	○		○	○
		② 後継者育成支援	○	○	○	
II 連携による活性化	1 連携・共同・交流の促進	① 地域との交流の充実	○	○	○	○
		② 分野間連携の推進	○	○	○	
		① 広域連携の推進	○	○	○	
		② 産官学金連携の推進	○	○	○	
	2 商店会等の活性化支援	① 共同販売促進事業の推進	○	○	○	
		② 大型店との共存共栄	○	○	○	
		③ 空き店舗対策の推進	○			
III 中心市街地等の活性化	1 中心市街地等の整備推進	① 中心市街地等の整備	○			
		② にぎわいの創出	○	○	○	○
IV 新たなチャレンジの支援	1 創業支援	① 創業支援	○		○	○
	2 新分野進出等支援	① 新製品開発、新分野進出、業態転換支援	○	○	○	
	3 ニューノーマル対応	① デジタル化支援	○	○	○	
		② 買物環境の変化への支援	○	○	○	

方向性Ⅰ 経営基盤安定・成長支援

商店等の経営基盤の安定や魅力向上を図るための取組みをきめ細かく支援するとともに、人材確保・育成を支援することで、安定的かつ持続的な成長を目指します。

施 策	1 経営支援
施 策 内 容	商店等の経営基盤の安定化を図る取組みを推進します。
施策の展開	<p>①支援体制の強化 企業活動支援員によるワンストップでの支援体制の整備を行います。各事業所・分野の情報の集約と発信による連携のコーディネートとマッチング、企業ごとの課題に対して適した分野の専門家を派遣し、段階に応じたマーケティング、事業化、商品ブラッシュアップなどのハンズオン（伴走型）支援などを行い、経営に関する課題解決などきめ細かな支援を実施し、事業所の経営体質の強化を図ります。</p> <p>②販路開拓支援 ホームページ作成やチラシ配布などの経費に対する支援や、ふるさと納税返礼品やネット注文による配達事業などを活用した販路開拓にかかる取組みを支援します。</p> <p>③金融支援の充実 商店等の経営基盤の安定・強化を図るため、融資制度の充実を図ります。</p> <p>④事業承継支援 後継者育成支援のほか、支援機関と連携して第三者への承継がスムーズに進むよう支援を行います。</p>

施 策	2 魅力向上支援
施 策 内 容	商店等の強み、魅力を向上させる支援を行います。
施策の展開	<p>①名産品・羽村ブランドの開発・普及支援 産業分野や地域、世代、性別などにかかわらず、多様な意見による検討を行う場を設置するなどして、名産品となる「羽村らしさ」を生かした商品の開発・普及や、羽村ブランドの創出を支援します。</p> <p>②専門性の特化 商店等の魅力向上を図るため、強みを伸ばすための取組みにかかる費用を助成するなどして、専門性の特化を支援します。</p> <p>③魅力発信 商店や商品等の魅力について広くPRを図るため、効果的な手法を検討し、様々な機会を捉えながら、積極的に情報発信していきます。</p>

施 策	3 人材確保・育成支援
施 策 内 容	商店等の人材育成を支援するとともに、人材が定着するよう支援します。
施策の展開	<p>①人材育成・定着支援 商店等が負担した従業員等の研修・資格取得費用の助成などにより、人材の確保と育成、定着を支援します。</p> <p>②後継者育成支援 商店等が負担した後継者育成のための講習会・研修の受講、資格取得などの経費助成や、支援機関などと連携により、後継者育成を支援します。</p>

方向性Ⅱ 連携による活性化

様々な主体との連携、共同事業などを通して、商品開発や販路開拓、地域との共生を進め、活力ある事業活動の推進とにぎわいの創出を図ります。

施 策	1 連携・共同・交流の促進
施 策 内 容	商業者同士だけでなく、他の産業分野や関係団体、行政等との連携や地域との交流などを通して、積極的な商業活動を展開する取組みを推進します。
施策の展開	<p><u>①地域との交流の充実</u> 地域の中で商店等についての理解が進むよう、イベントや地域活動などにおいて商店等と市民が触れ合い、交流する機会の充実を図ります。</p> <p><u>②分野間連携の推進</u> 市内工業、農業、観光との産業分野を超えた連携による、付加価値の高い新製品や新たなサービスの開発を行う取組みなどを支援します。</p> <p><u>③広域連携の推進</u> 姉妹都市である山梨県北杜市との「羽～杜プロジェクト」や、近隣自治体との連携を推進し、共同での製品開発やイベント、共同販売促進事業などの取組みを推進します。</p> <p><u>④産学官金連携の推進</u> 産学官金の多様な主体との連携強化を図り、イベントの実施や新たな事業の創出、支援体制の強化に繋げていきます。</p>

施 策	2 商店会等の活性化支援
施 策 内 容	商店会の活動の支援や空き店舗対策を推進し、商店会のにぎわいの創造と活性化、魅力向上を図ります。
施策の展開	<p><u>①共同販売促進事業の推進</u> 市内商業者や商店会等が共同で行う共同販売促進事業を推進し、活性化を支援するとともに、新たな取組みについても検討していきます。</p> <p><u>②大型店との共存共栄</u> 大型店と市内商店との共同事業の実施やイベントの開催など、共存共栄を目指した事業の実施を検討していきます。</p> <p><u>③空き店舗対策の推進</u> 空き店舗利用を推進するため、空き店舗情報を収集し、創業希望者などに提供します。</p>

方向性III 中心市街地等の活性化

羽村駅を中心とする中心市街地地区等の活性化について、ハード・ソフト両面から環境を整備する取組みを進め、商業者や商工会と連携し、地域の特性等に合わせた商業振興を進めます。

施 策	1 中心市街地等の整備推進
施 策 内 容	中心市街地等について、道路等の整備や改修などのハード整備と、商業支援策などのソフト支援の一体的な推進を検討していきます。
施策の展開	①中心市街地等の整備 羽村駅・小作駅を中心とする市街地や駅周辺地域等について、道路の整備やバリアフリー化等への改修、公共交通の最適化など、時宜にあつた整備を検討していきます。 ②にぎわいの創出 駅などを中心とした市街地等について、地域に魅力ある商業拠点の形成がされるよう、イベント等の実施を検討し、にぎわいの創出を目指します。

方向性IV 新たなチャレンジの支援

厳しい社会環境に対応した前向きな取組みを行えるよう、必要な支援を充実させていきます。

施 策	1 創業支援
施 策 内 容	商店会等に新たに出店を希望する創業者を支援します。
施策の展開	①創業支援 創業支援コーディネーターによる計画段階からの伴走支援や、補助金による創業時の資金支援などを行い、創業を希望する事業者を支援します。 また、新たにコミュニティビジネス、ソーシャルビジネス等に取り組む事業者を支援します。

施 策	2 新分野進出等支援
施 策 内 容	企業が行う競争力を高める新たな取組みを支援します。
施策の展開	①新製品開発、新分野進出、業態転換支援 環境変化への対応や更なる成長を目指した新たな取組みを行う事業者に対し、必要経費の補助などにより支援します。

施 策	3 ニューノーマル対応
施 策 内 容	事業活動に対して求められる、デジタル化や SDGs などの新たな対応への支援に取り組みます。
施策の展開	①デジタル化支援 EC サイトの導入やキャッシュレス決済などの新たな取組みについて、必要な支援を行います。 ②買い物環境の変化への支援 社会経済状況の変化に対応した、移動販売やインターネット注文による配達事業などの多様な事業活動に関して、専門家派遣などを通じて支援を行います。

4 農業の振興

市内農業の状況は、農家数・経営耕地面積とともに減少傾向が続いており、農業の担い手や後継者不足の課題は深刻さを増しています。農業が魅力ある産業として継続して営まれるためには、より実効性のある支援が重要です。

農業経営の安定・成長を図るために、安定的な販売先の確保や新たな販路開拓などが必要です。市が設置している農産物直売所は、新鮮な市内産農産物の直売所として市民に定着し、地産地消の推進や市内農業のPRにも大きな役割を担っています。より多くの市民に安全・安心な市内産農産物を提供し、市内農業の理解促進につながる取組みなどを検討していきます。

また、生産性の向上や付加価値の創出、特產品の開発、スマート農業への対応などの新たな取組みや、新規就農などの新たなチャレンジに対して、他の産業分野や教育機関、支援機関と連携し、積極的に支援していきます。

都市の農地は、農産物の生産の場としてだけでなく、防災、景観形成、自然環境の保全、文化の継承など、多面的な役割を担っています。農地の保全を進めるため、都市型農業に対する市民の理解促進を目指した取組みを進めます。

農業振興における方向性

● 経営基盤安定・成長支援

農業が魅力・活力ある産業として持続的に営まれるよう、生産力向上のための取組みや認定農業者制度の推進のほか、農産物直売所の充実に向けた取組み、新たな販売方法などの検討を推進します。

農業の後継者、新規就農者など、農業を支える人材の確保・育成のための支援に取り組みます。

● 連携・交流による活性化

商業・観光など他の産業分野や支援機関、教育機関などと積極的に連携し、新たな農産物の生産や加工品の開発、販路開拓など、連携や交流による農業の魅力向上や活性化を図る取組みを支援します。

農業への市民の理解促進や魅力発信を目指して情報発信を充実するほか、地産地消や食育の推進、市民との交流機会を充実する取組みなどを支援します。

● 農地の保全・活用

農産物の生産の場としてだけではない農地の多面的な機能を活用するため、農地の保全を進めます。農地の減少を食い止め、また多面的な機能が有効活用されるよう支援を行います。

● 新たなチャレンジの支援

農業経営においても、社会環境の変化やデジタル化などの新技術への対応が必要です。新技術やスマート農業の導入などの新たな取組みについて、関係機関などと連携して支援します。

また、農業経営の発展のために、生産性の向上や付加価値の創出、特産品の開発などの新たなチャレンジを行う農業者を積極的に支援するため、関係機関などと連携して取り組んでいきます。

農業振興の体系

農業の振興を図るための方向性と施策、施策の展開について、以下の体系により整理します。

方向性	施策	施策の展開	実施主体			
			市	事業者	支援機関	市民
I 経営基盤安定・成長支援	1 経営基盤の強化	① 生産力向上支援	○	○	○	○
		② 認定農業者制度を活用した経営強化	○	○		
	2 人材確保・育成支援	① 後継者育成支援	○	○	○	
		② 新たな担い手の確保・育成	○	○	○	○
	3 販路開拓	① 安定的な販売先の確保	○		○	
		② 新たな販売方法の検討	○	○		
II 連携・交流による活性化	1 連携の推進	① 農業団体等活動の支援	○			
		② 分野間連携の推進	○	○	○	
		③ 産学官金連携の推進	○	○	○	
	2 市民理解の促進	① 地産地消の推進	○	○		○
		② 食育の推進	○	○		○
		③ 交流機会の充実	○	○		○
		④ 情報発信の充実	○	○		○
III 農地の保全・活用	1 農地の保全	① 生産緑地法等関係法制度の周知・活用	○	○		
		② 市民農園・体験農園の充実	○	○		
		③ 都市農地の保全	○			
	2 農地の活用促進	① 農地の多面的機能の活用	○	○		○
IV 新たなチャレンジの支援	1 新分野進出等支援	① 高付加価値農産物・特產品の開発・普及支援	○	○	○	
		② 農産物加工品の開発・充実支援	○	○	○	
	1 ニューノーマル対応	① 新技術導入・デジタル化支援	○	○	○	

方向性Ⅰ 経営基盤安定・成長支援

農業が魅力・活力ある産業として営まれ、農業経営が安定的に継続され、持続的に成長していくよう、経営基盤の強化に向けた取組みをきめ細かく支援します。

施 策	1 経営基盤の強化
施 策 内 容	効率的かつ安定的な農業経営ができるよう、基盤強化を図ります。
施策の展開	<p>①生産力向上支援 都市農地貸借円滑化法の活用、援農ボランティアの推進、専門家からの技術支援などを通じて、農業者の生産力向上、労働力確保を支援します。</p> <p>②認定農業者制度を活用した経営強化 意欲と能力のある農業者を、農業のスペシャリストである認定農業者として認定し、重点的に支援していきます。</p>

施 策	2 人材確保・育成支援
施 策 内 容	農業後継者や新たな農業の担い手の確保・育成を通して、次代の農業を担う人材の確保・育成に取り組みます。
施策の展開	<p>①後継者育成支援 農業後継者団体の活動を支援するとともに、農業者が負担した後継者育成のための講習会・研修の受講、資格取得などの経費の助成などにより支援します。</p> <p>②新たな担い手の確保・育成 女性や定年退職者、新規就農希望者など、就農に意欲のある方を対象に、セミナー・支援策などの情報提供を行います。</p>

施 策	3 販路開拓
施 策 内 容	市内産農産物の普及促進のため、既存の方法に加え、新たな売り先や売り方を増やす取組みを行います。
施策の展開	<p>①安定的な販売先の確保 農業委員会や農業関係団体と協力し、農産物直売所の機能の充実等を検討し、市内産農産物の安定的な販売先の確保を図ります。</p> <p>②新たな販売方法の検討 移動販売や出張販売、インターネット注文による配達事業への対応、ふるさと納税返礼品など、新たな販売方法を検討し、市内産農産物のPRと販路拡大につながる取組みを支援します。</p>

方向性Ⅱ 連携・交流による活性化

様々な主体との連携や共通理解の醸成を行い、商品開発や販路開拓、地域との共生につなげ、農業の活性化を図ります。

施 策	1 連携の推進
施 策 内 容	他の産業分野や产学官金などとの連携・交流の推進により、農業のより一層の活性化を図ります。
施策の展開	<p>①農業団体等活動の支援 活発な交流を生み出し、新たな取組みを増やすため、市内の各種農業団体の活動を支援します。</p> <p>②分野間連携の推進 他の産業分野と連携して行う、市内産農産物を使った逸品の開発や、市内商店・飲食店での市内産農産物の利用を促進するための取組みなど、産業分野の連携による取組みを推進します。</p> <p>③产学官金連携の推進 支援機関や教育機関等と連携して行う、付加価値の高い農産物の研究や加工品の開発、生産性向上など、产学官金の連携による取組みを推進します。</p>

施 策	2 市民理解の促進
施 策 内 容	地産地消や食育を推進とともに、農業に対する市民の理解を深める取組みを進め、地域に根ざした農業を目指します。
施策の展開	<p>①地産地消の推進 市内産農産物の生産と消費の拡大のため、農産物直売所の販売促進や、市内事業所・飲食店等での市内産農産物の利用促進の取組みなどを推進します。</p> <p>②食育の推進 学校給食における市内産農産物の利用を推進するため、学校教育等との連携を強化し、供給・流通体制の充実を図ります。また、小学生の稻作体験や中学生の農家への職場体験などを通じ、「食」や「農」の大切さを理解してもらう食育の取組みを進めます。</p> <p>③交流機会の充実 市内の農業や市内産農産物への理解を深めるため、農ウォークなどの体験イベント等の充実を図り、市民との交流を促進します。</p> <p>④情報発信の充実 市内の農業や農産物への理解を深め、市内外へのPRを図るため、市内農業者の取組みや農産物の生産に関する情報などについて、動画配信などを活用し、様々な機会を捉えながら、積極的に発信していきます。</p>

方向性III 農地の保全・活用

市内の農地の保全に努めるとともに、農地が持つ多面的機能の有効的活用を図ります。

施 策	1 農地の保全
施 策 内 容	農業生産にとって最も基本的な資源である農地の保全を図ります。
施策の展開	<p>①生産緑地法等関係法制度の周知・活用</p> <p>農地減少への歯止めをかけるため、生産緑地の追加指定を継続し、一定期間が経過した生産緑地については特定生産緑地への移行を促します。また、都市農地貸借円滑化法の活用もあわせて促進します。</p> <p>②市民農園・体験農園の充実</p> <p>市民の生きがいや健康づくりの場、レクリエーションの場となる市民農園・体験農園の充実を図ります。</p> <p>③都市農地の保全</p> <p>市内の農地・水田を継続して保全していくため、関係団体への支援や不法投棄対策などの取組みのほか、都市農地の保全に関する研究を行います。</p>

施 策	2 農地の活用促進
施 策 内 容	農地の持つ多面的な機能等を有効活用します。
施策の展開	<p>①農地の多面的機能の活用</p> <p>農地の持つ防災、景観形成、環境の保全、文化の伝承などの、生産以外の多面的な機能を有効活用していくため、農業団体協議会と締結している災害時における防災協定の継続、多面的機能支払交付金事業の実施などにより、多面的な機能を有する農地の活用を図ります。</p>

方向性IV 新たなチャレンジの支援

農産物の高付加価値化や、新技術などを活用した、農業経営における新たなチャレンジを支援します。

施 策	1 新分野進出等支援
施 策 内 容	農産物の付加価値を高める新たな取組みを支援します。
施策の展開	<p>①高付加価値農産物・特產品の開発・普及支援</p> <p>農産物の高付加価値化、地域としての特產品の開発を図るための研究などの取組みを促進し、開発や普及を支援します。</p> <p>②農産物加工品の開発・充実支援</p> <p>新たな農産物加工品の開発、加工に適した新たな農産物栽培の研究などを支援します。</p>

施 策	2 ニューノーマル対応
施 策 内 容	農業経営に対して求められる、デジタル化などの新たな対応への支援に取り組みます。
施策の展開	<p>①新技術導入・デジタル化支援</p> <p>データ活用やスマート農業の導入など、新たな技術やデジタル技術の活用によって省力化、生産性向上などに取り組む農業者を支援します。</p>

5 観光の振興

羽村市には、玉川上水や羽村堰、動物公園などの歴史や文化財、施設などの観光資源や、地域に根差した文化があるとともに、一年を通じて老若男女、市民、市外からの来訪者を問わず楽しむことができるさまざまな行事が多く行われています。特に羽村市の春を彩る「花と水のまつり」では、前期のさくらまつりに始まり、後期のチューリップまつりでは関東最大級である約35万球のチューリップが咲き誇り、多くの観光客が訪れています。より多くの観光客を呼び込むためには、魅力ある地域づくりを進め、観光推進体制を充実させる取組みとともに、各種ツールを活用した積極的な情報発信が必要です。

既存の観光資源や行事などの活用とともに、他の産業分野や広域での連携を強化して、新たな観光資源の発掘・研究、特産品の開発、各資源を繋いだ観光ルートの作成による回遊性の向上などの取組みを進めていきます。

観光振興の取組みによって、多くの人が集い、交流が生まれ、まちにぎわいと活力を創出するとともに、産業分野全体の活性化を目指した取組みを推進するため、観光客の受入体制や観光振興の推進体制の充実を図るための取組みを推進していきます。

観光振興における方向性

● 地域の魅力向上

既存の観光資源の魅力や価値を再認識し、更なる活用を図るとともに、地域の新たな魅力や観光資源の発掘・研究を促進します。また、観光だけにとどまらず、他の産業分野との連携や、市民や市内企業などとの交流を通して「羽村らしさ」を研究し、新たな特産品の開発・普及など、地域の魅力を高める取組みを進めています。

周辺自治体や姉妹都市などとの広域連携も重要です。魅力を高め合える連携した取組みを推進します。

● 地域の魅力発信

地域の魅力を高めることとともに、その魅力を市内外に効果的に発信していくことが重要です。各種ツールの活用や、広域連携による積極的な情報発信を進めるとともに、市民が改めて地域の魅力を再認識し、それぞれが羽村市の魅力をPRできるよう、市民に向けた取組みを推進します。

● 観光振興基盤の充実

市を訪れる観光客のニーズや社会経済状況の変化を捉え、受入環境の充実を図るとともに、更なる観光振興を推進するため、その中心となる観光協会の機能強化や、体制の充実など、観光振興を推進する基盤の充実を図る取組みを支援します。

● 変化する観光ニーズへの対応

観光を取り巻く環境は、社会経済状況や新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、ニューノーマル（新しい日常）などへの新たな対応も求められています。

こうした環境においても、新たな商品・サービスの開発や、業態転換、新分野への参入、創業など、成長を目指す新たなチャレンジに取り組む事業者を、関係機関と連携してきめ細かく支援するほか、デジタル技術を活用した観光振興、新たな環境に適したイベントの実施を検討します。

観光振興の体系

観光の振興を図るための方向性と施策、施策の展開について、以下の体系により整理します。

方向性	施策	施策の方向性	実施主体			
			市	事業者	支援機関	市民
I 地域の魅力向上	1 観光資源の発掘・活用	① 新たな観光資源の発掘・研究	○	○	○	○
		② 名産品・特産品の活用・普及	○	○	○	○
		③ 観光資源の再認識・活用の促進	○		○	
		④ 体験型観光の推進	○	○	○	
	2 連携・交流の促進	① 産業分野間の連携・交流の促進	○	○	○	
		② 広域連携の推進	○		○	
II 地域の魅力発信	3 地域の魅力発信機能の充実	① 情報発信機能の充実	○		○	
		② 市民理解の促進	○		○	○
		③ フィルムコミッション事業の推進	○	○	○	○
III 観光振興基盤の充実	4 受入環境の充実	① 受入環境の整備推進	○		○	
		② インバウンド対応の推進	○		○	
		③ 環境美化活動の推進	○	○	○	○
	5 推進体制の充実	① 観光協会の機能強化	○		○	
		② 観光ボランティア等の育成支援	○		○	○
IV 変化する観光ニーズへの対応	6 ニューノーマル対応	① 社会環境の変化への対応	○		○	
		② デジタル活用による観光振興	○		○	
		③ 新たなイベントの検討	○	○	○	○

方向性Ⅰ 地域の魅力向上

観光資源の魅力・価値の再認識や発掘、新たな活用の促進など、地域の魅力を高める取組みを推進します。

施 策	1 観光資源の発掘・活用
施 策 内 容	既存の観光資源の魅力や価値を再認識し、新たな観光資源の発掘・活用などにより、魅力の向上を図ります。
施策の展開	<p>①新たな観光資源の発掘・研究 観光協会や商工会等と連携し、市の新たな観光資源の発掘・活用について研究を進め、魅力の創出を図ります。</p> <p>②名産品・特産品の活用・普及 市の名産品・特産品をPRに活用し、普及に向けた取組みを進めます。</p> <p>③観光資源の再認識、活用の促進 自然や歴史、文化など、既存の観光資源の魅力や価値を再認識し、また、観光資源をルートで結び、情報発信するなど活用を進めます。</p> <p>④体験型観光の推進 他の産業分野を観光資源として捉え、体験型観光を創出する取組みを推進します。</p>

施 策	2 連携・交流の促進
施 策 内 容	他の産業分野や、他の地域などと連携・交流を進めることにより、観光のより一層の活性化を図ります。
施策の展開	<p>①産業分野間の連携・交流の促進 他の産業分野を観光資源として活用するほか、連携して市の特性を生かした地域産品やコラボレーションした製品の開発、施設見学などを観光資源にできるよう検討します。</p> <p>②広域連携の推進 姉妹都市である山梨県北杜市との「羽～杜プロジェクト」の推進や、周辺の自治体と連携・協力することで、広域の観光ネットワークを形成し、互いに補完し、魅力を高め合う連携事業を推進します。</p>

方向性Ⅱ 地域の魅力発信

市の持つ地域資源の魅力を広く内外に発信するため、様々な媒体を活用した情報発信、情報提供、PR等の戦略的な取組みを推進します。

施 策	1 地域の魅力発信機能の充実
施 策 内 容	市の観光情報を広く発信する機会やその内容を充実する取組みを進めます。
施策の展開	<p>①情報発信機能の充実 テレビやホームページ、新聞、各種情報誌等だけでなく、SNSのほか、関係団体との連携も活用し、幅広くより効果的な情報発信を推進します。</p> <p>②市民理解の促進 市外へのPRだけでなく、市民が改めて地域の魅力・価値の理解や愛着を深められ、市民による積極的な情報発信につながるよう、市民に向けた地域情報の発信など、市民の理解促進に向けた取組みを推進します。</p> <p>③フィルムコミッション事業の推進 観光協会や商工会等と連携してフィルムコミッションに関する取組みを推進し、映画やドラマなどのロケーションの誘致を進めます。</p>

方向性Ⅲ 観光振興基盤の充実

羽村市を訪れる多くの来訪者が快適で楽しく、安全・安心に観光を楽しめるよう観光基盤の充実を図ります。

施 策	1 受入環境の充実
施 策 内 容	羽村市への来訪者が快適で安心して来訪・利用できるよう、受入環境の整備を進めます。
施策の展開	<p>①受入環境の整備推進 来訪者により楽しんでもらうため、案内板やWi-Fi等の設置、マップやガイドブックの充実、シェアサイクル活用の検討等、ソフト・ハード両面での受入環境の整備を進めます。</p> <p>②インバウンド対応の推進 海外からの来訪者を積極的に受け入れられるよう、外国語に対応したガイドブック等の作成や観光ガイドの養成など、国際化に対応するための取組みを支援します。</p> <p>③環境美化活動の推進 花いっぱい運動などの積極的な展開などを通じて、緑化推進、環境美化を図ります。</p>

施 策	2 推進体制の充実
施 策 内 容	観光振興を推進するため、その中心となる組織体制、運営体制の充実を図ります。
施策の展開	<p>①観光協会の機能強化 観光協会の更なる機能の強化のための支援を進めます。</p> <p>②観光ボランティア等の育成支援 観光協会の行う観光ガイドの養成講座等、人材育成の取組みを支援し、観光振興に関わる人口を増やします。</p>

方向性IV 変化する観光ニーズへの対応

新たな社会環境、ニーズに対応した觀光形態を検討し、推進します。

施 策	1 ニューノーマル対応
施 策 内 容	新たな観光ニーズやデジタル技術に対応する取組みを支援します。
施策の展開	<p>①社会環境の変化への対応 ワーケーションや、地元または近隣などの身近な地域での観光など、これまでになかった観光ニーズに対応したツアーや受入体制の整備などの取組みを検討します。</p> <p>②デジタル活用による観光振興 VR（バーチャルリアリティ）等の技術を活用した新たな観光資源の造成など、観光面でのデジタル技術の活用の取組みを検討します。</p> <p>③新たなイベントの検討 新たな観光ニーズや社会環境の変化などに対応した、イベントのあり方や実施方法などについて検討します。</p>

第3章 計画の推進に向けて

1 各主体との連携

計画に位置づけられた産業振興のための施策を着実に実行し、市にぎわいと活力をもたらすためには、市、事業者、支援機関、市民等がそれぞれの役割を認識し、責務を果たしつつ、互いに連携・協働した取組みを進めていくことが重要です。また、変化する社会経済状況や国や東京都の産業政策に柔軟かつ適切に対応していくことも必要です。

事業者は、市内経済を支える重要な担い手であり、自らの事業活動への自助努力とともに、地域との共生、市民の良好な生活環境の保全、地球環境への負荷軽減などに配慮した事業活動が期待されます。

市は、関係機関等と協力して、事業者自らの創意工夫及び自助努力を尊重し、事業者が主体的な取組みを行えるような良好な環境づくりに積極的に努めます。

2 庁内組織による施策の進行管理

計画の進捗を管理し、点検・評価・推進を行うため、庁内に組織した「羽村市産業振興計画推進委員会」により、PDCAサイクルのプロセスを踏まえた計画の進行管理に努めるとともに、社会経済状況の変化や市の実態に即した継続的改善を図り、計画を実効的に推進します。

3 様々な主体による対話

計画の推進にあたっては、事業の進行管理とは別に、事業者、支援機関、市民、市が対話できる場を設け、計画の推進とともに、新たなアイデアの実現や課題の解決などに取り組みます。事業者の課題、支援機関の情報、市民のニーズ、行政の支援策などを持ち寄り、産業分野や世代などを超えた対話を通じて、新たな事業や施策、取組みを生み出すことを目指します。

また、ネットワークの構築や連携が生み出されるよう、オープンな場（ラウンドテーブルミーティング）とすることで、多くの対話を通して、計画がより有効なものとなるよう、計画の継続的な見直しにつなげていきます。

資料編

◆計画策定における市民や事業者の意向の反映

◇関係団体へのヒアリング

市内産業の現状や将来像についての認識や、各事業所及び産業振興に関する課題、要望等を把握するため、関係各団体に対し、ヒアリングを実施。

- テーマ：市における産業の現状・課題と今後の産業振興施策のあり方について
- 実施方法：各団体の役員等が一堂に会した会場で、テーマに関する質問をし、自由に発言する「グループインタビュー形式」により実施
- 実施時期：令和3年7月2日（金）～8月20日
- 参加人数：29人

<ヒアリング対象>

団体名	ヒアリング日
商工会青年部	令和3年7月2日（金）
商工会工業部会	令和3年7月2日（金）
商工会商業部会	令和3年7月7日（水）
商工会環境衛生業部会	令和3年7月20日（火）
商工会建設業部会	令和3年7月28日（水）
観光協会	令和3年8月17日（火）
農業団体協議会	令和3年8月20日（金）

◆羽村市産業振興計画懇談会

◇羽村市産業振興計画懇談会設置要綱

令和3年2月26日羽産産発第16997号

(設置)

第1条 羽村市の産業振興計画の策定にあたり、羽村市民及び産業関係者等からの意見を広く聴取するため、羽村市産業振興計画懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、産業振興計画の策定に関する必要な事項について意見交換し、その結果を羽村市長（以下「市長」という。）に報告する。

(組織)

第3条 懇談会は、委員24人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

(1) 学識経験者 2人以内

(2) 産業関係団体の推薦者 10人以内

(3) 産業支援機関等の推薦者 3人以内

(4) 関係行政機関の推薦者 4人以内

(5) 市民公募委員 5人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事項について市長に報告するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、

意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、産業振興計画に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行し、第2条に定める事項について市長に報告した日をもって、その効力を失う。

◇羽村市産業振興計画懇談会委員名簿

区分	所属	氏名
学識経験者	多摩大学 経営情報学部教授	◎中庭 光彦
	亞細亞大学 都市創造学部教授	林 聖子
産業関係団体の代表者	羽村市商工会 副会長	○梅津 潔
	羽村市商工会 商業部会委員	秋吉 勝久
	羽村市商工会 建設業部会長	小島 昌夫
	羽村市商工会 環境衛生業部会副部会長	矢部 要
	羽村市商工会 青年部相談役	木下 智之
	羽村市農業団体協議会 会長	加藤 芳秋
	羽村市農業団体協議会 副会長	宮川 陽一
	羽村市農業後継者クラブ 会長	阿部 慎也
	(一社) 羽村市観光協会 会長	池田 恒雄
産業支援機関等の代表者	(一社) 羽村市観光協会 副会長	清水 亮一
	羽村市金融団 幹事 (多摩信用金庫羽村支店 支店長)	新岡 健
	西多摩農業協同組合 代表理事常務	大野 英一
関係行政機関の代表者	(一社) 首都圏産業活性化協会 事務局長	芳賀 啓一
	経済産業省関東経済産業局地域経済部 地域振興課 参事官	大谷 聰
	青梅公共職業安定所 所長	山本 貴彦
	西多摩農業改良普及センター 所長	久保田 聰
市民公募委員	(公財) 東京都中小企業振興公社 多摩支社長	須崎 数正
	市民	早野 和則
	市民	青島 利久
	市民	福田 礼彦
	市民	北原 耕一

◎会長 ○副会長

※所属・職等は令和3年7月2日時点のもの

◇羽村市産業振興計画策定懇談会検討経過

回数	開催日	主な会議内容
第1回	令和3年7月2日（金）	会長及び副会長の選出 会議録の作成及び公表等に関する基準について 産業振興計画懇談会の傍聴に関する定め（案）について 羽村市産業振興計画の位置づけについて 羽村市におけるこれまでの取組み状況及び主な成果について 羽村市の産業の現状について 羽村市の産業に関する意見交換 今後の進め方について
第2回	令和3年7月30日（金）	市内工業の現状・課題・施策の方向性について 市内商業の現状・課題・施策の方向性について
第3回	令和3年9月3日（金）	市内農業の現状・課題・施策の方向性について 市内観光の現状・課題・施策の方向性について
第4回	令和3年10月1日（金）	産業分野間の現状・課題・施策の方向性について
第5回	令和3年10月22日（金）	産業振興計画策定懇談会提言の骨子（案）について
第6回	令和3年11月12日（金）	産業振興計画策定懇談会提言の骨子について
第7回	令和3年12月3日（金）	産業振興計画策定懇談会提言案について
	令和3年12月17日（金）	提言書の提出
第8回	令和4年1月28日（金）	産業振興計画案について

◆府内策定組織

◇羽村市産業振興計画推進委員会設置要綱

平成28年6月16日羽産産発第4037号

改正

平成30年3月30日羽企経発第18989号

令和2年3月31日羽企企発第18461号

令和3年2月26日羽産産発第16998号

(設置)

第1条 羽村市産業振興計画（以下「計画」という。）を策定し、推進するため、羽村市産業振興計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、その結果を羽村市長（以下「市長」という。）に報告する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 産業振興関係施策の総合的な推進及び調整に関すること。
- (3) 計画の進行管理に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第5条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、産業振興計画に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年6月16日から施行する。

付 則（平成30年3月30日羽企経発第18989号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（令和2年3月31日羽企企発第18461号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和3年2月26日羽産産発第16998号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

◇羽村市産業振興計画推進委員会委員名簿

職名	職名	氏名
委員長	産業環境部長	櫻島 孝文
副委員長	企画政策課長	吉岡 泰孝
委員	財政課長	河野 行秀
委員	課税課長	平原 貞幸
委員	地域振興課長	指田 寿也
委員	産業振興課長	宮田 満裕
委員	環境保全課長	神尾 成也
委員	社会福祉課長	阿部 知宏
委員	都市計画課長	橋本 雅央
委員	土木課長	杉山 誠
委員	区画整理総務課長	乙津 正実
委員	上下水道業務課長	鈴木 宏哉

◇羽村市産業振興計画推進委員会検討経過

回数	開催日	主な会議内容
第1回	令和3年10月15日（金）	第二次羽村市産業振興計画の策定について 計画事業の進捗状況及び主な成果について 羽村市の産業の現状について 産業分野別の現状と課題について (工業・商業・農業・観光・分野間)
第2回	令和4年1月21日（金）	計画内容の確認 (工業・商業・農業・観光・産業の底力強化)